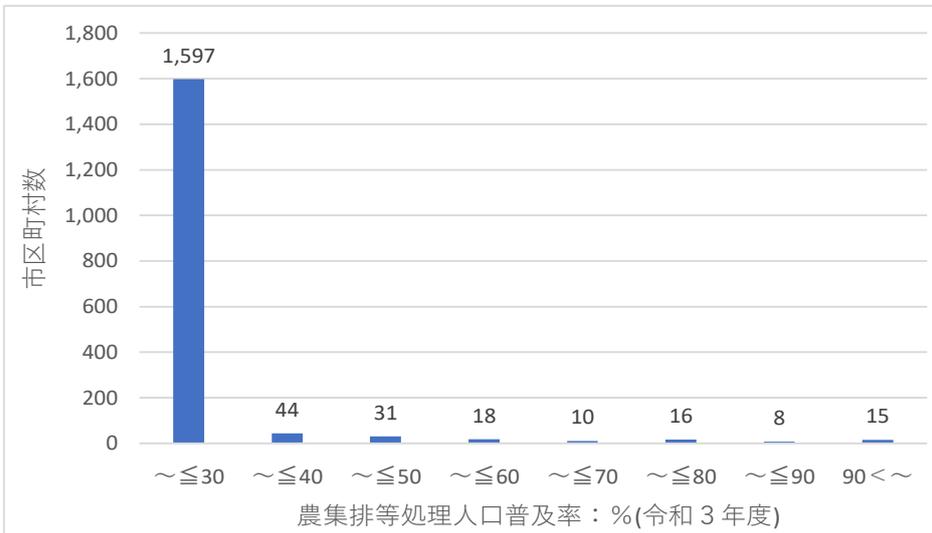


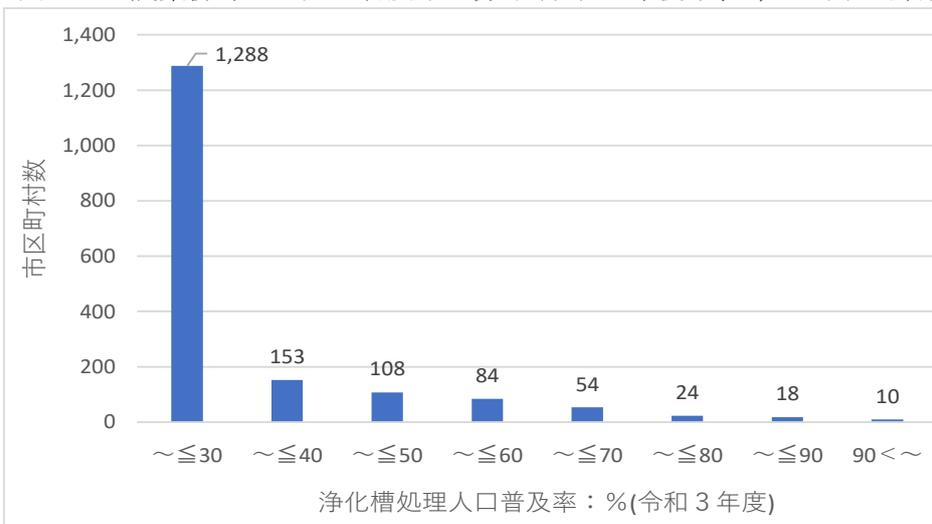
処理人口0人は292市区町村  
 ↑  
 291(R02)  
 ↑  
 292(R01)

図-4 下水道処理人口普及率の分布(令和3年度末、1,739市区町村)



処理人口0人は784市区町村  
 ↑  
 782(R02)  
 ↑  
 775(R01)

図-5 農集排等処理人口普及率の分布(令和3年度末、1,739市区町村)



処理人口0人は90市区町村  
 ↑  
 91(R02)  
 ↑  
 87(R01)

図-6 浄化槽処理人口普及率の分布(令和3年度末、1,739市区町村)

- 国における汚水処理施設の整備目標  
 汚水処理人口普及率【第4次社会資本整備重点計画(H. 27. 09. 18閣議決定)】  
 平成25年度末：約89%→平成32年度末：約96%  
 汚水処理人口普及率【第5次社会資本整備重点計画(R. 03. 05. 28閣議決定)】  
 令和元年度末：91.7%→令和8年度末：95%

- **廃棄物処理施設整備計画(H. 30. 06. 19閣議決定)**では

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

**53%**(2017年度(平成29年度)見込み)→**70%**(2022年度)

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

**62%**(2017年度(平成29年度)見込み)→**76%**(2022年度)

浄化槽に関しては、2014年1月に、国土交通省、農林水産省及び環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、浄化槽も含めた**汚水処理施設の整備を10年程度で概成**する方針を示している。本方針を受け、都市郊外や地方部において効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に生かし、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な汚水処理施設整備を進めることが重要である。さらに、浄化槽整備区域において適切な汚水処理サービスを提供するためには、市町村が整備・管理を行う**浄化槽市町村整備推進事業等**が有効である。浄化槽市町村整備推進事業の実施に当たって、PFI等の民間活用も積極的に導入するとともに、公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業に取り組むことが必要である。

また、単独処理浄化槽は未だ約412万基残存していることから、合併処理浄化槽への転換をさらに進めていく必要がある。特に、老朽化した単独処理浄化槽については漏水等により生活環境に影響が生じるおそれがあるため、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換を重点的かつ速やかに進める必要がある。都道府県等が整備する**浄化槽台帳**について法定検査等の結果等も反映して情報を活用することにより、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすことが必要である。

- 令和2年12月11日の閣議決定「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」】

- 1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

- (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- 73 浄化槽に関する対策(環境省)

「対策の内容」

災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備の対策を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図る。

「中長期の目標」

災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備、維持管理の適正化により、汚水処理の未普及解消がなされ、災害対応力の強化も図られる。

浄化槽整備区域内の浄化槽普及率(対象人口1,250万人)

現状：54%(令和元年度)

中長期の目標：76%(令和7年度)

本対策による達成目標の変更 **70%(令和4年度) → 76%(令和7年度)**

表-3 単独処理浄化槽の廃止数とその理由(法第11条の3)

単独処理浄化槽の廃止基数(降順) 令和2年度			集合処理施設への切替の割合 % (降順)		合併処理浄化槽への切替の割合 % (降順)		家屋等の廃止の割合: % (降順)	
静岡県	3,369	1	富山県	97.1	鹿児島県	68.4	福島県	31.0
富山県	3,234	2	京都府	91.8	大分県	61.2	和歌山県	29.1
愛知県	3,099	3	大阪府	90.6	香川県	53.3	東京都	28.7
新潟県	3,010	4	沖縄県	90.4	静岡県	52.7	岩手県	25.8
群馬県	2,835	5	新潟県	90.0	徳島県	46.5	徳島県	25.8
埼玉県	2,007	6	奈良県	89.9	宮崎県	42.2	島根県	21.4
三重県	1,382	7	滋賀県	89.6	和歌山県	40.3	長崎県	21.2
福島県	1,371	8	石川県	86.9	長崎県	40.2	鹿児島県	20.5
千葉県	1,359	9	福井県	86.0	栃木県	38.3	山口県	20.3
鹿児島県	1,243	10	鳥取県	84.7	埼玉県	31.1	神奈川県	17.2
茨城県	1,154	11	三重県	81.7	茨城県	28.0	岐阜県	16.8
岐阜県	1,090	12	山梨県	80.7	熊本県	26.6	高知県	16.7
栃木県	961	13	秋田県	79.4	群馬県	26.3	愛媛県	15.8
宮崎県	960	14	山形県	78.3	長野県	24.3	岡山県	15.7
大阪府	936	15	兵庫県	77.6	岐阜県	24.1	群馬県	15.5
広島県	910	16	千葉県	76.9	北海道	23.2	熊本県	15.3
神奈川県	745	17	宮城県	75.9	福島県	20.7	福岡県	15.0
大分県	729	18	愛知県	75.0	愛媛県	19.3	秋田県	14.7
奈良県	711	19	青森県	72.3	佐賀県	18.3	佐賀県	14.6
香川県	673	20	広島県	72.1	宮城県	17.1	宮崎県	13.8
福岡県	666	21	北海道	69.6	神奈川県	17.0	静岡県	12.8
岡山県	630	22	山口県	69.5	福岡県	16.7	青森県	11.4
山形県	622	23	岡山県	69.2	愛知県	16.3	広島県	10.8
島根県	599	24	佐賀県	66.4	高知県	16.2	長野県	10.7
鳥取県	509	25	高知県	64.6	青森県	15.9	山形県	10.3
山口県	498	26	福岡県	64.3	東京都	15.5	兵庫県	8.9
和歌山県	464	27	長野県	63.9	千葉県	14.9	大分県	8.2
山梨県	451	28	神奈川県	63.8	広島県	14.6	滋賀県	8.1
兵庫県	438	29	茨城県	62.9	岡山県	14.1	愛知県	7.8
京都府	377	30	岩手県	61.3	島根県	11.7	北海道	7.1
愛媛県	374	31	岐阜県	58.3	兵庫県	11.6	京都府	6.6
徳島県	310	32	愛媛県	58.3	三重県	11.4	大阪府	6.5
熊本県	301	33	埼玉県	58.2	岩手県	11.3	千葉県	6.5
佐賀県	295	34	栃木県	57.9	鳥取県	10.8	三重県	5.9
福井県	292	35	熊本県	56.1	山形県	10.6	福井県	5.8
石川県	282	36	東京都	52.7	山口県	9.0	石川県	5.3
滋賀県	260	37	福島県	44.6	福井県	6.8	宮城県	5.1
長崎県	241	38	宮崎県	43.8	石川県	6.7	茨城県	4.9
青森県	220	39	群馬県	43.4	沖縄県	6.4	香川県	4.9
沖縄県	219	40	島根県	42.7	秋田県	5.9	奈良県	4.6
高知県	198	41	香川県	41.8	奈良県	5.5	鳥取県	4.1
長野県	169	42	長崎県	38.6	新潟県	5.0	新潟県	4.0
宮城県	158	43	静岡県	33.7	山梨県	4.9	埼玉県	3.8
秋田県	136	44	大分県	30.6	大阪府	2.4	沖縄県	3.2
東京都	129	45	和歌山県	30.0	滋賀県	1.9	栃木県	2.8
岩手県	62	46	徳島県	27.4	京都府	1.6	山梨県	1.8
北海道	56	47	鹿児島県	11.1	富山県	1.4	富山県	1.5
合計	40,734		全国	64.1	全国	22.6	全国	10.4
R01年度	40,636		R01年度	63.6	R01年度	20.9	R01年度	9.2
H29年度	45,310		H29年度	66.4	H29年度	18.2	H29年度	9.9
H27年度	52,164		H27年度	72.7	H27年度	16.2	H27年度	7.6
H25年度	64,388		H25年度	76.3	H25年度	14.6	H25年度	6.5
H23年度	78,347		H23年度	76.1	H23年度	11.8	H23年度	6.1

表一 4 都道府県別、単独処理から合併処理浄化槽の切替基数の推移

	平成 18年 度	平成 20年 度	平成 22年 度	平成 24年 度	平成 26年 度	平成 28年 度	平成 30年 度	令和 2年度 (降順)	
静岡県	515	633	1,064	1,153	1,015	1,197	1,277	1,777	1
鹿児島県	908	733	854	1,146	670	760	73	850	2
群馬県	239	523	470	966	884	594	581	747	3
埼玉県	219	334	463	860	784	895	723	624	4
愛知県	279	454	255	350	366	301	358	505	5
大分県	104	42	261	565	328	336	274	446	6
宮崎県	53	139	502	369	303	425	345	405	7
栃木県	167	311	417	403	532	369	416	368	8
香川県	357	209	321	164	396	321	333	359	9
茨城県	0	83	198	426	297	348	316	323	10
福島県	349	455	435	438	378	263	279	284	11
岐阜県	225	275	317	308	321	258	273	263	12
<b>千葉県</b>	<b>118</b>	<b>187</b>	<b>318</b>	<b>450</b>	<b>272</b>	<b>270</b>	<b>165</b>	<b>202</b>	<b>13</b>
和歌山県	104	97	87	114	62	111	158	187	14
三重県	82	88	134	150	252	255	189	157	15
新潟県	286	428	302	484	226	245	108	151	16
徳島県	65	176	354	232	208	300	130	144	17
広島県	114	154	106	117	168	141	129	133	18
神奈川	83	90	147	68	95	85	125	127	19
福岡県	77	69	90	50	50	41	56	111	20
長崎県	58	146	77	66	64	96	96	97	21
岡山県	203	91	166	105	93	114	53	89	22
熊本県	59	84	143	144	189	241	82	80	23
愛媛県	181	150	68	131	82	96	63	72	24
島根県	100	37	63	86	59	56	57	70	25
山形県	182	186	89	143	136	87	66	66	26
鳥取県	28	19	11	21	15	22	16	55	27
佐賀県	53	90	57	48	28	101	73	54	28
兵庫県	22	8	12	24	0	54	54	51	29
富山県	54	65	68	97	30	54	46	46	30
山口県	129	101	106	83	64	54	61	45	31
長野県	13	24	11	20	22	17	34	41	32
奈良県	5	19	47	4	49	42	37	39	33
青森県	8	53	38	38	43	44	31	35	34
高知県	53	56	54	44	47	40	29	32	35
宮城県	44	88	55	58	47	31	24	27	36
山梨県	11	51	57	82	64	23	18	22	37
大阪府	13	12	15	85	0	71	15	22	38
東京都	27	35	9	7	11	6	22	20	39
福井県	113	186	84	77	80	60	76	20	40
石川県	15	14	8	22	30	29	23	19	41
沖縄県	6	16	1	16	8	5	10	14	42
北海道	57	58	51	46	49	55	33	13	43
秋田県	46	19	17	33	25	25	25	8	44
岩手県	13	13	7	3	9	7	5	7	45
京都府	6	3	5	12	9	2	4	6	46
滋賀県	11	3	7	4	6	15	1	5	47
合計	5,854	7,107	8,421	10,312	8,866	8,962	7,362	9,218	

平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（浄化槽法第11条の3）

【数値の出所：環境省、浄化槽の指導普及に関する調査結果】

表一 5 都道府県別、廃止単独処理浄化槽に占める合併切替基数割合の推移

	平成 18年 度	平成 20年 度	平成 22年 度	平成 24年 度	平成 26年 度	平成 28年 度	平成 30年 度	令和 2年度 (降順)	
鹿児島県	37.3	53.5	56.6	28.7	35.1	54.3	5.9	68.4	1
大分県	23.9	10.1	30.2	51.7	44.6	37.5	41.8	61.2	2
香川県	19.5	16.1	19.5	18.7	33.7	47.7	49.1	53.3	3
静岡県	5.2	4.4	14.6	22.8	24.9	29.3	42.1	52.7	4
徳島県	21.5	46.0	13.1	31.1	30.6	45.5	45.5	46.5	5
宮崎県	18.2	8.6	12.8	21.4	31.9	37.3	43.6	42.2	6
和歌山県	19.7	17.0	19.4	21.5	22.1	27.8	19.9	40.3	7
長崎県	10.7	20.4	17.5	23.2	24.9	24.8	34.0	40.2	8
栃木県	12.5	18.6	30.3	29.9	40.2	33.5	36.5	38.3	9
埼玉県	16.2	6.4	10.2	20.1	25.8	34.5	29.7	31.1	10
茨城県	0.0	6.4	13.7	28.7	22.6	22.6	23.3	28.0	11
熊本県	13.6	3.8	8.3	10.8	15.3	21.6	32.5	26.6	12
群馬県	10.9	10.0	16.8	24.6	33.8	29.9	23.3	26.3	13
長野県	1.9	1.8	2.3	2.9	9.7	8.3	13.5	24.3	14
岐阜県	4.6	6.2	11.5	15.4	15.1	17.2	20.2	24.1	15
北海道	11.2	7.5	10.5	14.1	16.0	25.5	19.5	23.2	16
福島県	7.6	12.3	15.9	25.0	24.5	20.0	25.7	20.7	17
愛媛県	12.0	11.4	8.4	17.1	14.6	19.9	10.3	19.3	18
佐賀県	4.0	2.3	7.1	6.5	9.9	21.0	19.4	18.3	19
宮城県	4.2	11.1	10.2	19.9	20.1	16.1	11.2	17.1	20
神奈川	1.8	1.8	6.3	3.5	8.1	9.2	11.2	17.0	21
福岡県	8.1	5.2	8.7	7.4	7.5	8.2	11.6	16.7	22
愛知県	3.0	5.6	2.8	4.3	4.9	4.6	7.6	16.3	23
高知県	9.1	6.9	7.0	9.5	16.2	19.1	13.8	16.2	24
青森県	0.8	7.4	5.9	13.2	13.7	10.4	13.1	15.9	25
東京都	0.6	0.5	0.5	1.8	2.8	3.3	9.6	15.5	26
<b>千葉県</b>	<b>23.3</b>	<b>42.1</b>	<b>45.5</b>	<b>64.5</b>	<b>21.8</b>	<b>22.4</b>	<b>15.1</b>	<b>14.9</b>	<b>27</b>
広島県	4.1	3.8	6.6	4.5	10.5	14.7	15.4	14.6	28
岡山県	9.4	4.2	7.6	7.0	9.2	10.8	5.9	14.1	29
島根県	6.6	5.1	7.5	9.5	11.5	7.4	9.6	11.7	30
兵庫県	0.5	0.3	0.9	2.2	0.0	9.2	8.4	11.6	31
三重県	2.6	2.9	4.9	5.7	12.1	13.6	11.2	11.4	32
岩手県	5.3	3.9	4.2	1.8	12.2	12.5	5.8	11.3	33
鳥取県	1.1	2.0	1.5	3.0	3.0	4.6	3.6	10.8	34
山形県	6.1	6.9	5.3	14.7	10.5	9.2	6.0	10.6	35
山口県	7.3	4.9	6.3	6.6	6.3	8.9	9.2	9.0	36
福井県	5.5	8.1	17.5	26.3	19.4	22.6	29.9	6.8	37
石川県	0.6	0.6	0.5	3.7	4.4	7.6	4.5	6.7	38
沖縄県	7.4	3.0	0.9	3.2	4.7	1.1	3.6	6.4	39
秋田県	5.9	3.4	3.0	8.7	7.4	10.1	11.6	5.9	40
奈良県	0.4	1.6	4.8	0.2	5.5	3.5	4.5	5.5	41
新潟県	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	42
山梨県	0.8	4.2	4.8	10.6	8.3	2.9	3.1	4.9	43
大阪府	0.1	0.1	0.5	4.4	0.0	6.0	1.8	2.4	44
滋賀県	0.9	0.2	0.9	0.7	1.3	5.0	0.5	1.9	45
京都府	0.7	0.1	0.5	1.4	1.4	0.3	0.5	1.6	46
富山県	1.7	2.3	2.7	5.5	2.8	6.7	7.1	1.4	47
合 計	5.3	5.3	9.7	13.4	16.0	17.6	17.6	22.6	

平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（浄化槽法第11条の3）

【数値の出所：環境省、浄化槽の指導普及に関する調査結果】

表一 6 都道府県別の汚水処理施設の整備状況

汚水処理人口普及率 (令和3年度末)：％ (降 順)			汚水処理人口普及率 (令和2年度末)：％ (降 順)			汚水衛生処理率 (令和2年度末)：％ (降 順)	
東京都	99.8	1	東京都	99.8	1	東京都	99.6
滋賀県	99.1	2	滋賀県	99.0	2	神奈川県	97.1
兵庫県	99.0	3	兵庫県	98.9	3	兵庫県	96.8
京都府	98.5	4	京都府	98.4	4	大阪府	95.9
神奈川県	98.3	5	神奈川県	98.2	5	京都府	95.6
長野県	98.2	6	大阪府	98.1	6	滋賀県	95.0
大阪府	98.2	7	長野県	98.0	7	長野県	93.0
富山県	97.6	8	富山県	97.4	8	北海道	92.6
福井県	97.1	9	福井県	96.7	9	富山県	91.7
北海道	96.2	10	北海道	95.9	10	埼玉県	90.3
鳥取県	95.5	11	鳥取県	95.0	11	福井県	90.2
石川県	95.0	12	石川県	94.7	12	福岡県	90.2
山形県	93.9	13	山形県	93.6	13	宮城県	88.7
福岡県	93.9	14	福岡県	93.4	14	鳥取県	88.2
岐阜県	93.7	15	岐阜県	93.1	15	石川県	87.4
埼玉県	93.6	16	埼玉県	93.1	16	<b>千葉県</b>	<b>87.3</b>
宮城県	93.2	17	宮城県	92.8	17	愛知県	87.1
愛知県	92.3	18	愛知県	91.8	18	山形県	86.2
奈良県	90.3	19	奈良県	89.8	19	広島県	85.9
<b>千葉県</b>	<b>90.1</b>	<b>20</b>	<b>千葉県</b>	<b>89.5</b>	20	山口県	84.9
広島県	89.8	21	広島県	89.4	21	岐阜県	84.1
新潟県	89.4	22	新潟県	88.8	22	熊本県	83.7
秋田県	88.9	23	秋田県	88.4	23	奈良県	82.0
熊本県	88.8	24	山口県	88.1	24	宮崎県	81.8
栃木県	88.8	25	熊本県	88.1	25	三重県	81.5
山口県	88.8	26	栃木県	88.0	26	栃木県	81.1
宮崎県	88.4	27	宮崎県	87.8	27	岡山県	81.1
三重県	88.2	28	岡山県	87.6	28	新潟県	80.7
岡山県	88.2	29	三重県	87.6	29	茨城県	80.6
沖縄県	87.1	30	沖縄県	86.7	30	佐賀県	79.1
茨城県	86.8	31	茨城県	86.0	31	鹿児島県	78.9
佐賀県	86.3	32	佐賀県	85.5	32	静岡県	78.3
山梨県	85.8	33	福島県	84.6	33	山梨県	78.0
福島県	85.3	34	山梨県	84.4	34	長崎県	77.8
岩手県	84.4	35	岩手県	83.6	35	秋田県	77.0
静岡県	84.3	36	鹿児島県	83.0	36	福島県	76.6
鹿児島県	84.0	37	静岡県	82.9	37	愛媛県	75.9
長崎県	83.2	38	群馬県	82.6	38	群馬県	75.8
群馬県	83.1	39	長崎県	82.5	39	香川県	75.2
島根県	82.6	40	島根県	82.0	40	岩手県	75.1
愛媛県	82.1	41	愛媛県	81.1	41	島根県	74.0
青森県	81.5	42	青森県	80.9	42	沖縄県	73.0
大分県	80.5	43	香川県	79.6	43	大分県	72.1
香川県	80.3	44	大分県	79.0	44	青森県	69.6
高知県	77.0	45	高知県	75.8	45	高知県	69.4
和歌山県	68.4	46	和歌山県	67.6	46	和歌山県	60.9
徳島県	66.0	47	徳島県	64.6	47	徳島県	59.6
全 国	92.6		全 国	92.1		全 国	88.2

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「令和2と3年度調査では大熊町と双葉町の計2町」、「令和元年度調査では大熊町、双葉町、葛尾村の計3町村」を除いた値を公表している。

表－7 集合処理区域内における未接続人口の割合について(降順)令和2年度

集合処理施設処理区域内における未接続率：％			下水道処理区域内における未接続率：％			農集排等処理区域内における未接続率：％		
和歌山県	22.8	1	和歌山県	23.4	1	沖縄県	34.8	
徳島県	22.0	2	徳島県	22.6	2	高知県	27.1	
秋田県	16.8	3	秋田県	16.5	3	大阪府	24.3	
高知県	16.6	4	高知県	15.9	4	奈良県	23.4	
青森県	15.6	5	青森県	14.5	5	青森県	22.7	
岐阜県	14.1	6	岐阜県	14.0	6	鹿児島県	21.4	
沖縄県	12.6	7	島根県	12.6	7	熊本県	20.8	
大分県	12.1	8	大分県	11.9	8	宮城県	20.0	
群馬県	11.9	9	福島県	11.2	9	宮崎県	19.9	
福島県	11.8	10	佐賀県	11.2	10	群馬県	19.7	
島根県	11.6	11	沖縄県	11.1	11	和歌山県	19.1	
佐賀県	11.5	12	群馬県	11.0	12	秋田県	18.8	
岩手県	11.0	13	新潟県	10.7	13	香川県	18.0	
三重県	10.9	14	三重県	10.7	14	徳島県	17.9	
新潟県	10.5	15	岩手県	10.6	15	広島県	17.3	
香川県	10.3	16	香川県	10.0	16	福島県	16.8	
山梨県	10.1	17	山梨県	9.9	17	大分県	16.7	
宮崎県	10.0	18	岡山県	9.7	18	山梨県	16.2	
岡山県	9.8	19	茨城県	9.3	19	岐阜県	15.7	
茨城県	9.7	20	宮崎県	9.2	20	埼玉県	14.9	
山形県	9.0	21	山形県	9.1	21	佐賀県	14.8	
愛媛県	8.9	22	愛媛県	8.8	22	茨城県	14.6	
静岡県	8.1	23	鳥取県	8.2	23	長崎県	14.3	
鳥取県	8.0	24	福井県	8.1	24	岩手県	14.1	
福井県	7.9	25	静岡県	8.1	25	福岡県	13.7	
栃木県	7.7	26	奈良県	7.4	26	栃木県	13.6	
奈良県	7.5	27	栃木県	7.4	27	岡山県	12.7	
鹿児島県	7.2	28	石川県	7.1	28	山口県	12.6	
長崎県	7.0	29	愛知県	7.0	29	三重県	12.4	
愛知県	7.0	30	長崎県	6.6	30	神奈川県	11.6	
石川県	6.9	31	富山県	6.5	31	千葉県	11.4	
富山県	6.6	32	鹿児島県	6.4	32	愛媛県	9.2	
熊本県	6.4	33	長野県	5.7	33	島根県	8.5	
長野県	5.9	34	熊本県	5.5	34	静岡県	8.1	
滋賀県	5.3	35	滋賀県	5.5	35	京都府	7.9	
山口県	5.3	36	山口県	4.8	36	山形県	7.9	
宮城県	5.1	37	宮城県	4.6	37	長野県	7.7	
千葉県	4.4	38	千葉県	4.4	38	富山県	7.6	
広島県	4.4	39	埼玉県	4.2	39	北海道	7.4	
埼玉県	4.3	40	広島県	4.1	40	愛知県	7.3	
福岡県	3.8	41	福岡県	3.7	41	鳥取県	7.3	
京都府	3.3	42	京都府	3.2	42	新潟県	7.2	
北海道	2.5	43	北海道	2.4	43	福井県	6.6	
大阪府	2.4	44	大阪府	2.4	44	兵庫県	6.5	
兵庫県	2.0	45	兵庫県	1.9	45	石川県	4.4	
神奈川県	1.2	46	神奈川県	1.2	46	滋賀県	2.7	
東京都	0.2	47	東京都	0.2	47	東京都	0.5	
全 国	5.1		全 国	4.8		全 国	13.1	
R01年度	5.3		R01年度	5.1		R01年度	12.8	
H30年度	5.5		H30年度	5.2		H30年度	13.3	
H26年度	6.3		H26年度	6.0		H26年度	15.5	
H19年度	6.9		H19年度	6.3		H19年度	20.8	

未接続率＝(A－B)／A×100 A：汚水処理人口普及率の処理人口、B：汚水衛生処理率の処理人口

表－8 都道府県別の浄化槽普及率と「事業別の浄化槽人口の割合」

汚水処理人口普及率（浄化槽のみ） 令和3年度：%			浄化槽市町村整備 推進事業等分の占 める割合 令和3年度：%		浄化槽設置整備事 業分の占める割合 令和3年度：%		補助金が交付され ていない浄化槽の 占める割合 令和3年度：%	
徳島県	43.6	1	佐賀県	37.8	香川県	79.5	沖縄県	87.6
鹿児島県	37.9	2	北海道	31.6	栃木県	79.2	大阪府	85.0
和歌山県	34.9	3	宮城県	25.9	福井県	77.5	埼玉県	69.3
高知県	32.6	4	島根県	25.7	宮崎県	75.3	愛知県	64.4
香川県	32.4	5	京都府	25.1	長崎県	73.5	<b>千葉県</b>	<b>63.1</b>
大分県	24.3	6	岩手県	23.8	長野県	71.3	神奈川県	62.8
福島県	23.9	7	山形県	21.3	鹿児島県	71.0	奈良県	60.9
三重県	23.8	8	石川県	18.3	熊本県	67.6	青森県	59.3
宮崎県	22.8	9	東京都	18.2	岡山県	66.4	滋賀県	59.2
愛媛県	22.6	10	秋田県	17.1	岐阜県	65.3	石川県	58.4
群馬県	20.5	11	鳥取県	15.2	大分県	65.1	新潟県	58.0
静岡県	17.9	12	長野県	13.0	兵庫県	64.1	茨城県	54.4
茨城県	17.0	13	熊本県	12.8	群馬県	63.9	山梨県	53.6
島根県	16.6	14	福岡県	11.7	山口県	62.8	東京都	51.5
岡山県	16.6	15	新潟県	10.7	富山県	62.8	広島県	44.0
山口県	16.2	16	兵庫県	9.8	秋田県	62.1	三重県	42.5
佐賀県	15.9	17	青森県	8.5	静岡県	61.5	徳島県	40.6
栃木県	15.8	18	沖縄県	8.5	和歌山県	61.1	鳥取県	38.2
山梨県	15.3	19	福島県	8.5	高知県	60.2	愛媛県	36.5
長崎県	15.2	20	愛媛県	7.9	福島県	60.2	静岡県	36.2
熊本県	15.0	21	宮崎県	7.5	福岡県	59.6	和歌山県	34.8
岩手県	13.8	22	福井県	7.4	岩手県	58.5	山口県	34.5
<b>千葉県</b>	<b>12.6</b>	<b>23</b>	鹿児島県	7.2	愛媛県	55.6	高知県	34.0
秋田県	11.5	24	長崎県	7.0	徳島県	54.7	富山県	32.6
広島県	11.1	25	山梨県	6.4	三重県	53.6	福島県	31.3
青森県	10.4	26	群馬県	6.1	京都府	53.3	大分県	30.7
岐阜県	10.4	27	高知県	5.8	広島県	51.1	岐阜県	30.3
沖縄県	10.0	28	岡山県	5.4	山形県	51.0	群馬県	30.0
愛知県	9.8	29	広島県	4.8	宮城県	50.3	福岡県	28.8
埼玉県	9.5	30	徳島県	4.7	佐賀県	47.7	岡山県	28.2
福岡県	9.0	31	富山県	4.6	鳥取県	46.6	島根県	28.1
山形県	8.6	32	岐阜県	4.4	島根県	46.2	山形県	27.7
奈良県	7.4	33	大分県	4.2	茨城県	42.7	北海道	27.1
宮城県	7.0	34	和歌山県	4.1	北海道	41.3	兵庫県	26.1
新潟県	5.8	35	香川県	4.1	滋賀県	40.5	宮城県	23.8
長野県	5.6	36	三重県	3.9	山梨県	40.0	鹿児島県	21.7
鳥取県	5.2	37	奈良県	3.8	<b>千葉県</b>	<b>35.6</b>	京都府	21.6
石川県	4.8	38	埼玉県	3.5	奈良県	35.3	秋田県	20.8
福井県	4.1	39	神奈川県	3.3	神奈川県	33.9	熊本県	19.6
北海道	3.2	40	愛知県	3.0	愛知県	32.6	長崎県	19.5
富山県	2.7	41	大阪府	3.0	青森県	32.2	栃木県	18.7
滋賀県	2.4	42	茨城県	2.9	新潟県	31.3	岩手県	17.7
兵庫県	1.7	43	山口県	2.7	東京都	30.2	宮崎県	17.2
京都府	1.7	44	静岡県	2.3	埼玉県	27.2	香川県	16.4
大阪府	1.6	45	栃木県	2.1	石川県	23.3	長野県	15.7
神奈川県	1.3	46	<b>千葉県</b>	<b>1.3</b>	大阪府	12.0	福井県	15.2
東京都	0.2	47	滋賀県	0.3	沖縄県	3.9	佐賀県	14.6
全 国	9.4		全 国	7.1	全 国	52.8	全 国	40.2
R02年度	9.3		R02年度	7.1	R02年度	52.6	R01年度	40.3
R01年度	9.3		R01年度	7.1	R01年度	52.3	R01年度	40.6
H28年度	9.2		H28年度	7.2	H28年度	51.5	H28年度	41.3

数値の出所は、都道府県別汚水処理人口普及率(令和元年度)

表一 9 都道府県別の未処理人口の推移

未処理人口：人 (降 順) (令和3年度末)		未処理人口：人 (降 順) (令和2年度末)		未処理人口：人 (降 順) (平成24年度末)	
<b>千葉県</b>	<b>626,464</b>	<b>1 千葉県</b>	<b>663,536</b>	1 愛知県	977,289
愛知県	577,313	2 静岡県	627,182	<b>2 千葉県</b>	<b>974,615</b>
静岡県	573,611	3 愛知県	617,616	3 静岡県	939,419
埼玉県	473,460	4 埼玉県	509,458	4 埼玉県	819,162
茨城県	381,204	5 茨城県	407,087	5 茨城県	621,387
群馬県	327,146	6 群馬県	339,887	6 福岡県	559,311
福岡県	312,385	7 福岡県	335,460	7 群馬県	506,968
和歌山県	294,171	8 和歌山県	304,970	8 和歌山県	455,923
広島県	283,173	9 広島県	297,742	9 鹿児島県	454,861
福島県	266,374	10 福島県	283,114	10 広島県	448,326
鹿児島県	255,778	11 鹿児島県	273,621	11 愛媛県	389,328
徳島県	245,533	12 徳島県	258,818	12 新潟県	384,130
愛媛県	239,335	13 愛媛県	254,784	13 三重県	383,103
新潟県	230,990	14 新潟県	246,005	14 徳島県	371,851
青森県	227,643	15 大分県	238,960	15 栃木県	369,057
岡山県	221,718	16 青森県	238,836	16 大分県	359,409
長崎県	220,083	17 栃木県	234,564	17 青森県	357,496
大分県	219,966	18 岡山県	234,003	18 岡山県	357,087
栃木県	216,457	19 長崎県	232,799	19 長崎県	344,094
三重県	209,840	20 三重県	223,421	20 熊本県	325,225
北海道	195,963	21 北海道	212,099	21 岩手県	323,101
熊本県	194,483	22 熊本県	208,162	22 大阪府	320,184
沖縄県	191,138	23 岩手県	199,233	23 北海道	318,963
香川県	189,018	24 香川県	197,488	24 香川県	294,280
岩手県	186,658	25 沖縄県	196,635	25 宮城県	267,606
大阪府	159,250	26 大阪府	169,268	26 沖縄県	265,568
高知県	158,281	27 高知県	168,828	27 山口県	248,100
神奈川県	157,328	28 神奈川県	166,556	28 岐阜県	233,837
宮城県	153,825	29 宮城県	163,533	29 宮崎県	224,767
山口県	149,465	30 山口県	160,204	30 高知県	223,117
奈良県	128,828	31 岐阜県	137,846	31 神奈川県	217,738
岐阜県	126,054	32 奈良県	137,039	32 佐賀県	197,210
宮崎県	124,374	33 宮崎県	132,061	33 奈良県	192,628
山梨県	115,685	34 山梨県	127,708	34 山梨県	189,084
島根県	115,344	35 島根県	120,675	35 秋田県	186,437
佐賀県	110,616	36 佐賀県	118,567	36 島根県	185,324
秋田県	105,851	37 秋田県	112,156	37 山形県	131,827
山形県	64,160	38 山形県	68,314	38 石川県	95,565
兵庫県	57,194	39 石川県	60,274	39 兵庫県	93,217
石川県	56,416	40 兵庫県	58,581	40 京都府	91,599
京都府	37,446	41 長野県	40,877	41 長野県	74,670
長野県	36,947	42 京都府	39,134	42 福井県	64,394
富山県	25,046	43 東京都	28,346	43 富山県	56,587
鳥取県	24,797	44 鳥取県	27,457	44 鳥取県	52,686
東京都	24,363	45 富山県	27,427	45 東京都	48,346
福井県	22,225	46 福井県	25,089	46 滋賀県	22,607
滋賀県	13,314	47 滋賀県	14,583	47 福島県	—
全 国	9,326,713	全 国	9,940,003	全 国	15,017,483

未処理人口はR01年度10,482,388人、H30年度10,985,553人、H29年度11,610,815人、H28年度12,225,709人、H27年度12,921,668人、H26年度13,262,861人(福島県を除く)。数値の出所は、各年度の汚水処理人口普及率

表-10 令和3年度末において未処理人口が多い市町村

市区町村名 降 順(1,739中)	未処理 人 口 (降 順)	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	下水処理 率 %	浄化槽 処理率 %	2045 年人口 指数
1 和歌山市	115,499	361,337	68.0	38.0	28.9	81.4
2 岡山市	103,988	702,073	85.2	68.4	15.8	95.1
3 新潟市	75,600	776,468	90.3	87.0	2.7	85.0
4 浜松市	75,070	793,606	90.5	81.4	8.9	88.3
5 大分市	69,507	476,386	85.4	66.2	18.9	90.8
<b>6 市川市</b>	<b>67,004</b>	<b>491,545</b>	<b>86.4</b>	<b>76.8</b>	<b>9.6</b>	<b>96.8</b>
7 伊勢崎市	66,228	212,178	68.8	36.0	27.6	90.3
8 福山市	64,119	461,664	86.1	76.1	9.2	92.4
9 高知市	62,873	320,578	80.4	65.4	13.4	80.4
10 一宮市	59,213	381,366	84.5	68.7	15.8	88.5
11 尾道市	54,791	130,952	58.2	16.6	41.1	68.9
12 高崎市	54,363	369,688	85.3	74.3	9.8	87.7
13 松山市	51,877	505,521	89.7	65.2	24.5	85.3
<b>14 市原市</b>	<b>51,785</b>	<b>271,159</b>	<b>80.9</b>	<b>65.3</b>	<b>15.4</b>	<b>73.9</b>
15 佐世保市	49,648	240,871	79.4	60.4	18.9	79.1
16 三条市	48,253	94,146	48.7	17.0	22.7	71.7
17 高松市	46,680	421,959	88.9	64.2	24.6	89.9
18 静岡市	44,230	686,746	93.6	87.9	5.0	80.5
19 八戸市	43,533	222,173	80.4	66.1	12.4	70.1
20 熊谷市	42,726	193,446	77.9	47.8	25.4	75.5

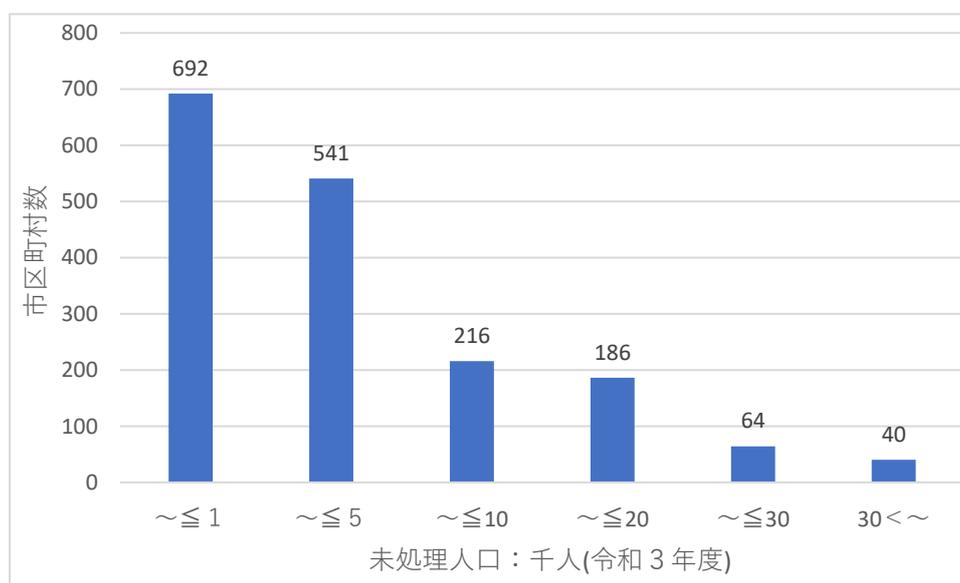
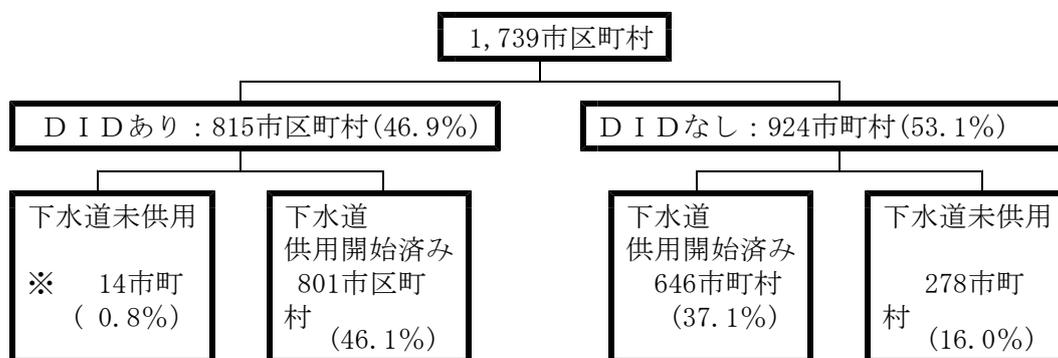


図-7 令和3年度末の市区町村別、未処理人口の分布（未処理人口0人は78市区町村）  
（福島県下2町を除く全国1,739市区町村について）

○ 令和3年度末の汚水処理人口普及率のデータがない福島県下2町村を除く1,739市区町村のうち、令和2年国勢調査時にD I D地区を有しているのは全体の半数弱に相当する815市町村(平成27年より10市町減)で、うち下水道供用開始済みが801市区町村、残り14市町が下水道未供用という状況です。一方、D I D地区を有していない924市町村のうち、その7割に相当する646市町村で下水道を、農集排等を含むと783市町村が供用を開始していますが、これらの事業体では個別処理と集合処理の経済比較が適切に行われていないことなどから、経営状況は「火の車」で他会計からの繰出に依存した経営状況と推察されます。

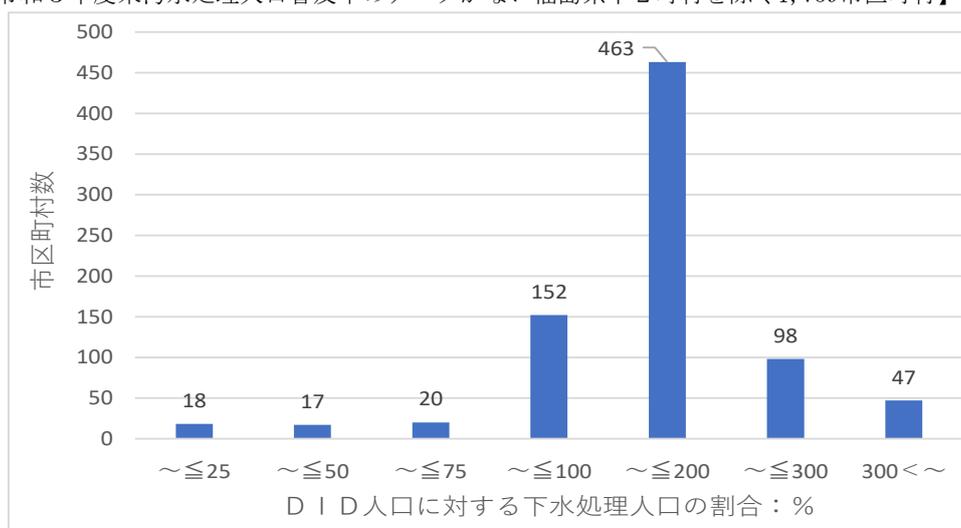
参考までに、D I D地区を有する825市区町村において、D I D人口に対する令和3年度末の下水道処理人口の割合は、加重平均値で109.3(≒96,479,219人/88,285,927人)、供用開始済み801市区町村の8割に相当する608市区町村が100を超えていることから、計画時よりD I D人口が急減、あるいはD I D地区を越えて処理区域を拡大していると想定されます。なお、この指標が高い地方自治体は下記に示すとおりです。



※静岡県牧之原市、三重県尾鷲市、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県新宮市、和歌山県湯浅町、徳島県小松島市、高知県土佐市、福岡県田川市、長崎県島原市、長崎県五島市、宮崎県門川町、鹿児島県姶良市、沖縄県八重瀬町  
アンダーラインの市町では農業集落排水施設等が供用開始済みです。

図－8 D I Dの有無と下水道施設の供用状況

【令和3年度末汚水処理人口普及率のデータがない福島県下2町村を除く1,739市区町村】



図－9 「D I D人口に対する下水処理人口の割合」の分布  
D I D地区を有する815市区町村における

(令和3年度末時点の下水道処理人口) / (令和2年国勢調査時のD I D人口) × 100

表-11 令和2年国勢調査時D I D人口に対する令和3年度末下水道処理人口の割合

令和2年国勢調査時D I D人口 に対する令和3年度末下水道処理 人口の割合 (降順)		令和2年国勢調査時D I D人口 に対する令和3年度末下水道処理 人口の割合 (降順)			
長野県安曇野市	1,015	1	山形県南陽市	322.5	41
新潟県南魚沼市	828.5	2	福井県坂井市	320.1	42
栃木県日光市	723.6	3	熊本県大津町	318.5	43
茨城県笠間市	677.7	4	佐賀県小城市	315.7	44
岐阜県中津川市	627.8	5	新潟県妙高市	313.1	45
富山県砺波市	606.4	6	兵庫県加西市	308.8	46
兵庫県加東市	603.9	7	茨城県つくばみらい市	303.3	47
群馬県玉村町	585.1	8	埼玉県小川町	299.8	48
石川県能美市	529.3	9	長野県駒ヶ根市	299.4	49
宮城県亘理町	510.4	10	岐阜県関市	299.0	50
福井県あわら市	509.8	11	北海道砂川市	298.9	51
岐阜県恵那市	509.5	12	兵庫県稲美町	295.5	52
長野県伊那市	500.8	13	岩手県宮古市	294.0	53
兵庫県たつの市	491.3	14	宮城県利府町	293.9	54
三重県亀山市	484.5	15	群馬県渋川市	292.8	55
<b>千葉県大網白里市</b>	<b>484.4</b>	<b>16</b>	新潟県村上市	291.4	56
岐阜県美濃加茂市	461.2	17	岡山県笠岡市	291.4	57
熊本県菊池市	453.4	18	島根県安来市	290.2	58
長野県茅野市	450.2	19	愛知県田原市	286.7	59
兵庫県豊岡市	425.8	20	岐阜県可児市	282.8	50
長野県佐久市	410.2	21	熊本県玉名市	281.1	61
富山県滑川市	402.4	22	京都府南丹市	280.7	62
滋賀県甲賀市	392.4	23	奈良県五條市	278.4	63
秋田県横手市	389.6	24	石川県羽咋市	278.1	64
香川県さぬき市	388.0	25	石川県白山市	277.9	65
鹿児島県日置市	372.2	26	新潟県糸魚川市	277.7	66
岡山県井原市	371.4	27	富山県氷見市	277.2	67
富山県小矢部市	369.1	28	新潟県小千谷市	276.8	68
熊本県宇城市	368.0	29	熊本県宇土市	274.7	69
愛知県阿久比町	357.2	30	長野県千曲市	274.0	70
岐阜県飛騨市	356.9	31	滋賀県長浜市	273.9	71
山梨県山梨市	354.3	32	宮城県角田市	273.5	72
茨城県那珂市	351.9	33	鹿児島県奄美市	272.5	73
宮城県登米市	350.9	34	山形県東根市	269.3	74
岡山県玉野市	344.4	35	長野県飯田市	268.7	75
茨城県高萩市	339.5	36	長野県上田市	268.1	76
新潟県阿賀野市	335.2	37	福岡県岡垣町	267.7	77
長野県諏訪市	334.1	38	山形県村山市	262.6	78
徳島県吉野川市	333.6	39	富山県魚津市	261.0	79
岩手県花巻市	333.3	40	新潟県十日町市	260.4	80

(令和3年度末時点の下水道処理人口) / (令和2年国勢調査時のD I D人口) × 100

令和3年度末 市区町村別の汚水処理施設整備状況

		グループ	
公共下水道 供用済み 1,447 (83.2%)	農集排等・浄化槽・コミプラ併用	93(5.3%)	1
	農集排等・浄化槽併用	708(40.7%)	2
	農集排等併用	9(0.5%)	3
	浄化槽・コミプラ併用	23(1.3%)	4
	浄化槽併用	539(31.0%)	5
	公共下水道のみ	75(4.3%)	6
公共下水道 未供用 292 (16.8%)	農集排等・浄化槽・コミプラ併用	4(0.2%)	7
	農集排等・浄化槽併用	135(7.8%)	8
	浄化槽・コミプラ併用	10(0.6%)	9
	農集排等のみ	6(0.3%)	10
	浄化槽のみ	137(7.9%)	11
調査不能：福島県下の2町			

- 公共下水道未供用自治体のうち、次の4自治体は下水道整備計画があります。  
徳島県小松島市(13,531人)、長崎県五島市(2,561人)、鹿児島県南さつま市(1,940人)、東京都御蔵島村(284人)  
**令和2年度より3市町減**(和歌山県海南市、長崎県島原市、沖縄県八重瀬町)
- 公共下水道供用済み：1,447自治体(83.2%)(前年度1,447、前々年度1,446)  
処理人口の範囲は北海道鹿追町(15人)～神奈川県横浜市(3,753,968人)  
処理人口の総計は101,181,324人(80.6%)前年度より44,233人減
- 農集排等供用済み：955自治体(54.9%)(前年度957、前々年度963)  
処理人口の範囲は宮城県加美町(14人)～島根県出雲市(30,722人)  
処理人口の総計は3,103,170人(2.5%)前年度より107,497人減
- 浄化槽：1,649自治体(94.8%)(前年度1,648、前々年度1,651)  
処理人口の範囲は福井県高浜町(1人)～徳島県徳島市(131,387人)  
処理人口の総計は11,758,329人(9.3%)前年度より7,490人増
- コミプラ供用済み：130自治体(7.5%)(前年度135、前々年度136)  
処理人口の範囲は三重県名張市(20人)～兵庫県姫路市(14,347人)  
処理人口の総計は170,601人(0.1%)前年度より17,121人減

(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口

表-12 都道府県別の水洗化率(昇順)

令和2年度		総人口(住民基本台帳人口)	
岩手県	77.4	1	12,674万人
長崎県	80.0	2	[12,839]
秋田県	81.6	3	(100%)
佐賀県	82.8	4	
和歌山県	83.6	5	
島根県	84.2	6	
高知県	84.3	7	
青森県	87.8	8	
岡山県	90.3	9	
宮城県	90.7	10	
大分県	90.9	11	
鹿児島県	91.1	12	
愛媛県	91.5	13	
熊本県	91.8	14	
福島県	92.1	15	
広島県	92.2	16	
福岡県	92.5	17	
茨城県	92.6	18	
山口県	92.6	19	
宮崎県	92.8	20	
香川県	93.0	21	
徳島県	93.3	22	
鳥取県	93.7	23	
山形県	94.0	24	
長野県	94.1	25	
北海道	94.3	26	
沖縄県	94.4	27	
三重県	94.6	28	
栃木県	94.7	29	
山梨県	95.4	30	
群馬県	95.5	31	
新潟県	95.5	32	
福井県	95.6	33	
岐阜県	95.7	34	
奈良県	95.8	35	
京都府	97.0	36	
滋賀県	97.1	37	
富山県	97.3	38	
石川県	97.6	39	
千葉県	98.0	40	
静岡県	98.2	41	
兵庫県	98.5	42	
愛知県	98.6	43	
大阪府	98.7	44	
埼玉県	99.0	45	
神奈川県	99.7	46	
東京都	99.9	47	
全 国	95.6		
R01年度	95.4		
H30年度	95.2		
H28年度	94.6		
H26年度	93.9		
H22年度	92.1		

令和2年度、みなし浄化槽の普及率 %		令和2年度、みなし浄化槽の普及率 %			
徳島県	31.5	1	福井県	8.0	30
和歌山県	23.6	2	山口県	8.0	31
群馬県	19.5	3	秋田県	6.7	32
静岡県	19.3	4	富山県	6.5	33
香川県	18.9	5	広島県	6.0	34
高知県	18.0	6	佐賀県	4.8	35
大分県	17.5	7	滋賀県	3.3	36
青森県	17.4	8	長崎県	2.7	37
沖縄県	17.1	9	宮城県	2.6	38
山梨県	17.0	10	神奈川県	2.5	39
福島県	16.3	11	長野県	2.4	40
新潟県	16.0	12	大阪府	2.3	41
愛媛県	15.3	13	岩手県	2.1	42
鳥取県	13.7	14	兵庫県	2.1	43
茨城県	13.5	15	福岡県	2.0	44
鹿児島県	12.6	16	京都府	2.0	45
岐阜県	11.7	17	北海道	1.1	46
山形県	11.4	18	東京都	0.2	47
奈良県	11.3	19			
栃木県	11.3	20	全 国	7.4	
千葉県	10.7	21			
三重県	10.6	22	R01年度	7.8	
宮崎県	10.1	23	H30年度	8.0	
愛知県	10.0	24	H29年度	8.3	
熊本県	9.9	25	H28年度	8.6	
岡山県	8.8	26	H27年度	8.9	
石川県	8.8	27	H26年度	9.2	
島根県	8.6	28	H25年度	9.5	
埼玉県	8.4	29	H24年度	10.1	

浄化槽人口は、(集落排水施設等+合併処理浄化槽+コミプラ(26万人)の合計)処理人口を表す。

水洗化人口 12,120万人 (95.4%)  
 公共下水道人口 : 9,720万人 (76.7%)  
 浄化槽人口 : 1,468万人 (11.6%)  
 みなし浄化槽人口 : 932万人 (7.4%)  
 [ ]の値は平成25年度 [ ]の値はH25年度

数値の出所:「令和2年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」

表-13 都道府県別の各人口の占める割合

令和 2年度	総人口に占める割合：%			
	公共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
北海道	89.6	3.6	1.1	5.7
青森県	55.0	15.4	17.4	12.2
岩手県	55.5	19.9	2.1	22.6
宮城県	79.3	8.8	2.6	9.3
秋田県	57.4	17.4	6.7	18.4
山形県	71.4	11.2	11.4	6.0
福島県	49.8	26.0	16.3	7.9
茨城県	58.6	20.5	13.5	7.4
栃木県	64.7	18.7	11.3	5.3
群馬県	49.8	26.1	19.5	4.5
埼玉県	79.4	11.1	8.4	1.0
千葉県	72.8	14.5	10.7	2.0
東京都	99.4	0.2	0.2	0.1
神奈川県	95.8	1.4	2.5	0.3
新潟県	69.3	10.2	16.0	4.5
富山県	81.9	8.9	6.5	2.7
石川県	78.7	10.1	8.8	2.4
福井県	75.5	12.1	8.0	4.4
山梨県	62.3	16.1	17.0	4.6
長野県	80.8	10.9	2.4	5.9
岐阜県	67.5	16.5	11.7	4.3
静岡県	59.2	19.7	19.3	1.8
愛知県	75.6	13.1	10.0	1.4
三重県	54.4	29.6	10.6	5.4
滋賀県	86.4	7.4	3.3	2.9
京都府	92.2	2.9	2.0	3.0
大阪府	94.0	2.4	2.3	1.3
兵庫県	92.3	4.1	2.1	1.5
奈良県	75.2	9.3	11.3	4.2
和歌山県	22.3	37.7	23.6	16.4
鳥取県	67.8	12.2	13.7	6.3
島根県	44.8	30.8	8.6	15.8
岡山県	62.3	19.1	8.8	9.7
広島県	73.1	13.1	6.0	7.8
山口県	63.8	20.8	8.0	7.4
徳島県	16.4	45.4	31.5	6.7
香川県	41.1	33.0	18.9	7.0
愛媛県	51.9	24.3	15.3	8.5
高知県	34.6	31.8	18.0	15.7
福岡県	80.2	10.3	2.0	7.5
佐賀県	55.5	22.5	4.8	17.2
長崎県	59.4	17.9	2.7	20.0
熊本県	65.5	16.4	9.9	8.2
大分県	46.4	27.0	17.5	9.1
宮崎県	56.1	26.6	10.1	7.2
鹿児島県	40.7	37.8	12.6	8.9
沖縄県	64.4	12.9	17.1	5.6
全国	76.7	11.6	7.4	4.4
R01年度	76.1	11.6	7.8	4.6
H30年度	75.6	11.6	8.0	4.8
H26年度	73.1	11.6	9.2	6.1
H22年度	69.8	11.3	11.0	7.9

赤字は第1位  
青字は第2位

○ 和歌山県と徳島県を除く45都道府県では、公共下水道の占める割合が最も高い。

○ 合併処理浄化槽の占める割合が最も高いのは、和歌山県(37.7)と徳島県(45.4)の2県である。

○ 非水洗化人口が2番目に多いのは、北海道(5.7)、岩手県(22.6)、宮城県(9.3)、秋田県(18.4)、京都府(3.0)、長崎県(20.0)の計6道府県である。

○ みなし(単独処理)人口が2番目に多いのは、青森県(17.4)、山形県(11.4)、東京都(0.2)、神奈川県(2.5)、新潟県(16.0)、山梨県(17.0)、奈良県(11.3)、和歌山県(23.6)、鳥取県(13.7)、徳島県(31.5)及び沖縄県(17.1)の計11都県である。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等人口とコミュニティプラント人口を含む。

【数値の出所：「令和2年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」】

表-14 市町村別の各人口の占める割合

令和 2年度	総人口に占める割合：%			
	公共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
千葉市	97.0	1.4	1.3	0.3
銚子市	38.2	11.7	41.4	8.6
市川市	70.0	12.5	16.7	0.8
船橋市	85.3	10.4	3.7	0.6
館山市	12.0	34.9	42.1	11.1
木更津市	55.7	24.0	17.1	3.1
松戸市	83.4	11.7	4.6	0.4
野田市	64.1	13.1	19.4	3.4
茂原市	34.7	37.6	23.7	4.1
成田市	74.9	16.5	7.2	1.5
佐倉市	91.2	4.4	3.6	0.7
東金市	38.0	35.6	21.8	4.6
旭市	7.1	48.7	35.9	8.3
習志野市	93.3	2.6	3.9	0.2
柏市	82.4	8.7	8.2	0.8
勝浦市	0.0	30.0	59.0	11.1
市原市	61.8	16.9	19.0	2.3
流山市	85.2	12.8	1.2	0.7
八千代市	91.7	5.5	2.5	0.3
我孫子市	83.8	9.3	6.0	0.9
鴨川市	0.0	47.2	38.1	14.7
鎌ヶ谷市	62.9	18.9	16.5	1.7
君津市	53.1	16.4	28.4	2.1
富津市	19.4	42.0	27.7	10.9
浦安市	97.6	0.3	2.0	0.1
四街道市	83.6	11.2	1.7	3.5
袖ヶ浦市	67.6	23.4	7.8	1.3
八街市	25.8	47.0	24.0	3.1
印西市	82.2	14.7	2.6	0.5
白井市	80.3	15.5	3.2	1.0
富里市	63.1	32.0	2.5	2.5
南房総市	0.0	45.9	41.1	13.0
匝瑳市	0.0	50.0	38.9	11.1
香取市	25.1	32.0	33.7	9.2
山武市	0.0	62.8	28.3	9.0
いすみ市	0.0	45.7	44.6	9.8
大網白里市	49.3	24.9	19.4	6.4
酒々井町	91.3	5.3	1.9	1.5
栄町	84.0	7.8	6.2	2.0
神崎町	0.0	75.7	19.9	4.4
多古町	0.0	52.6	38.7	8.8
東庄町	0.0	48.4	44.7	6.9
九十九里町	0.0	54.9	31.3	13.8
芝山町	31.9	48.2	13.4	6.6
横芝光町	0.0	53.5	36.1	10.4
一宮町	0.0	81.0	11.2	7.8
睦沢町	0.0	68.9	27.4	3.7
長生村	32.2	43.3	19.2	5.4
白子町	0.0	61.9	30.5	7.5
長柄町	0.0	77.5	12.9	9.6
長南町	0.0	72.4	24.3	3.3
大多喜町	0.0	46.6	42.8	10.7
御宿町	0.0	47.6	41.8	10.6
鋸南町	0.0	35.5	52.9	11.6

赤字は第1位

青字は第2位

○ 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、大網白里市、酒々井町及び栄町の計26市町では、公共下水道の占める割合が最も高い。

○ 茂原市、旭市、鴨川市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町及び御宿町の計23市町村では、浄化槽の占める割合が最も高い。

○ 銚子市、館山市、勝浦市、香取市及び鋸南町の計5市町では、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)の占める割合が最も高い。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等人口とコミュニティプラント人口を含む。

【数値の出所：「令和2年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」】

54市町村	72.8	14.5	10.7	2.0
-------	------	------	------	-----

表-15 単独処理浄化槽使用人が多い市区町村(令和2年度末)

1,741 市区町 村中	市区町村名 (降 順)	単独処理 浄化槽使 用人員 人	水洗化率 %			総人口 人	
			公 共 下水道	合併処 理 ※	単独処 理		
1	新潟県新潟市	109,300	97.5	79.4	4.1	14.0	780,154
2	岡山県岡山市	99,978	92.2	61.1	17.0	14.1	707,967
3	静岡県静岡市	96,362	99.0	76.5	8.7	13.9	695,195
4	愛知県一宮市	94,871	95.6	50.6	20.2	24.7	384,380
5	和歌山県和歌山市	89,273	86.0	30.7	30.8	24.4	365,418
6	大分県大分市	82,353	98.4	59.9	21.3	17.2	478,295
7	千葉県市川市	82,097	99.2	70.0	12.5	16.7	492,118
8	静岡県浜松市	81,484	97.7	78.4	9.1	10.2	800,760
9	高知県高知市	71,088	93.6	54.3	17.4	21.8	325,664
10	愛媛県松山市	70,764	97.9	59.8	24.2	13.9	509,753
11	群馬県高崎市	63,144	98.4	70.3	11.1	17.0	372,300
12	群馬県太田市	62,874	95.5	35.2	32.3	28.0	224,255
13	群馬県伊勢崎市	61,564	91.7	35.7	27.1	28.9	213,267
14	香川県高松市	55,612	97.2	58.6	25.6	13.0	426,260
15	福島県いわき市	54,030	96.0	51.5	28.5	16.0	337,199
16	埼玉県川口市	52,731	99.7	82.8	8.3	8.7	607,585
17	埼玉県さいたま市	52,497	99.8	92.0	3.8	4.0	1,323,110
18	千葉県市原市	52,173	97.7	61.8	16.9	19.0	274,190
19	青森県青森市	49,750	93.4	72.2	3.3	17.8	278,959
20	新潟県上越市	48,424	97.3	60.5	11.3	25.5	189,572
36	柏市	34,879	99.2	82.4	8.7	8.2	427,639
49	野田市	29,868	96.6	64.1	13.1	19.4	154,241
71	香取市	25,108	90.8	25.1	32.0	33.7	74,548
75	銚子市	24,576	91.4	38.2	11.7	41.4	59,336
81	船橋市	24,044	99.4	85.3	10.4	3.7	644,182
86	君津市	23,620	97.9	53.1	16.4	28.4	83,177
89	木更津市	23,258	96.9	55.7	24.0	17.1	135,634
90	旭市	23,253	91.7	7.1	48.7	35.9	64,834
92	松戸市	22,727	99.6	83.4	11.7	4.6	498,781

※：集落排水等、コミプラを含む

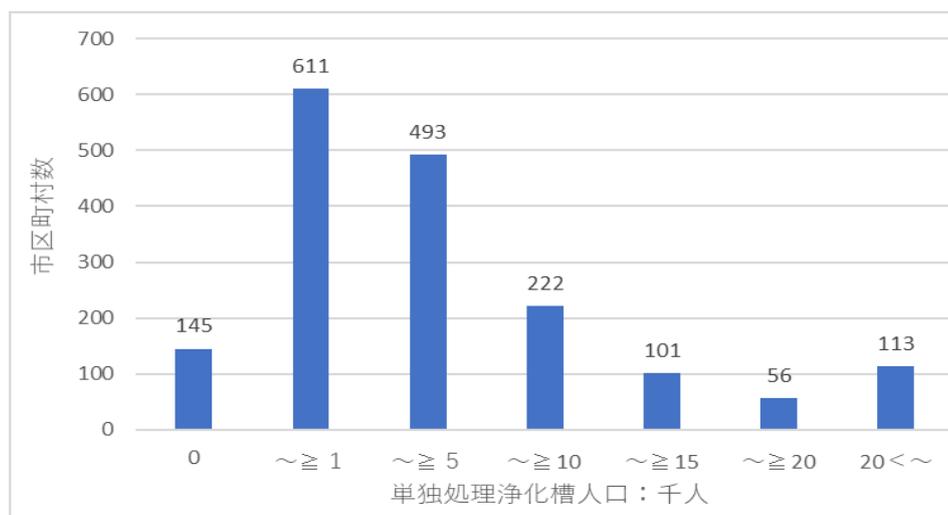


図-10 市区町村別における単独処理浄化槽人口の分布(令和2年度)

### (3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移

○ 令和2年度末における公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水排水事業の進捗状況は、以下に示すとおりです。

まず、公共下水道事業は、全体計画面積に対する進捗率でみると、館山市の17.5%～白井市の96.6%と幅広く分布しており、加重平均で64.7%(26年度より6.5ポイント増)です。また、34事業体中28事業体が80%以下と、現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和2年度末の現在処理区域内人口を比較すると、34事業体のうち9事業体で減少しており、うち年平均減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が83.9%の栄町で-1.06%です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和2年度の95%、10年後が令和2年度の90%まで減少すると推測されます。

表-16 公共下水道事業の進捗状況

令和2年度末	全体計画人口 人	進捗率 %	令和2年度末	全体計画面積 ha	進捗率 %	
流山市	166,000	111.2	白井市	879	96.6	1
成田市	95,400	105.8	浦安市	1,697	93.3	2
船橋市	556,000	104.5	千葉市	12,316	92.8	3
習志野市	162,000	103.3	市原市	3,485	89.3	4
市原市	172,840	102.6	佐倉市	2,928	85.6	5
浦安市	169,000	100.4	栄町	558	83.9	6
四街道市	84,300	100.3	芝山町	113	77.0	7
柏市	391,890	98.8	習志野市	2,036	74.8	8
酒々井町	18,720	97.9	印西市	2,478	73.9	9
千葉市	909,600	96.8	袖ヶ浦市	1,419	71.5	10
富里市	34,000	96.1	東金市	1,137	71.0	11
印西市	90,920	95.2	船橋市	7,110	70.5	12
白井市	48,310	93.5	大網白里市	744	70.4	13
松戸市	477,000	91.1	八千代市	2,861	70.3	14
袖ヶ浦市	49,700	88.6	松戸市	5,720	69.5	15
八千代市	214,600	87.3	成田市	2,740	67.7	16
佐倉市	184,972	86.1	柏市	7,041	65.9	17
我孫子市	133,100	83.3	木更津市	3,161	63.4	18
市川市	454,400	82.2	四街道市	2,050	59.2	19
野田市	132,100	80.8	我孫子市	2,320	56.7	20
栄町	21,690	77.8	流山市	3,345	56.2	21
大網白里市	33,500	74.2	長生村	482	52.3	22
鎌ヶ谷市	108,000	69.3	市川市	5,225	45.5	23
君津富津	87,700	65.8	銚子市	1,588	45.5	24
東金市	36,800	65.3	富里市	1,092	45.1	25
銚子市	43,600	63.0	八街市	1,030	44.0	26
香取市	36,100	62.4	野田市	4,184	43.7	27
木更津市	122,100	61.9	酒々井町	879	43.7	28
八街市	35,300	53.9	香取市	1,962	40.3	29
茂原市	68,870	44.5	茂原市	2,139	38.6	30
長生村	15,000	30.6	鎌ヶ谷市	1,732	38.3	31
旭市	22,200	29.8	君津富津	4,468	31.5	32
芝山町	6,330	25.6	旭市	1,010	20.0	33
館山市	30,600	18.0	館山市	1,197	17.5	34

34事業体	5,212,642	90.6	34事業体	93,126	64.7
R01年度	5,212,005	89.9	R01年度	93,126	64.2
H28年度	5,271,884	85.2	H28年度	97,123	59.6
H27年度	5,256,821	84.5	H27年度	96,755	59.1
H26年度	5,244,002	83.7	H26年度	96,612	58.2

進捗率＝現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

君津富津：君津富津広域下水道組合【数値の出所は地方公営企業年鑑】

表－17 公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移（単位：人） R02年度

公共 下水道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	(D－A)	年平均増 減率 %	面整備の 進捗率
栄町	19,179	17,205	17,007	16,878	-2,301	-1.06	83.9
銚子市	31,087	28,459	27,946	27,460	-3,627	-1.03	45.5
香取市	24,978	23,127	22,716	22,537	-2,441	-0.85	40.3
白井市	47,595	45,725	45,354	45,148	-2,447	-0.44	96.6
茂原市	31,923	30,951	30,706	30,676	-1,247	-0.33	38.6
酒々井町	19,076	18,484	18,474	18,334	-742	-0.33	43.7
東金市	24,834	24,327	24,047	24,044	-790	-0.27	71.0
八街市	19,538	19,417	19,333	19,043	-495	-0.21	44.0
佐倉市	159,986	160,980	160,483	159,236	-750	-0.04	85.6
千葉市	858,045	874,605	877,594	880,651	22,606	0.22	92.8
我孫子市	106,842	111,154	111,207	110,861	4,019	0.31	56.7
浦安市	161,469	169,566	170,494	169,678	8,209	0.41	93.3
八千代市	177,012	183,609	185,057	187,353	10,341	0.47	70.3
市原市	164,845	175,633	176,443	177,411	12,566	0.61	89.3
四街道市	78,528	83,647	84,230	84,575	6,047	0.62	59.2
袖ヶ浦市	40,630	42,978	43,626	44,043	3,413	0.67	71.5
成田市	89,701	101,542	102,301	100,893	11,192	0.98	67.7
大網白里市	22,033	24,847	24,533	24,872	2,839	1.02	70.4
柏市	340,436	378,982	383,449	387,366	46,930	1.08	65.9
松戸市	381,706	426,861	431,806	434,736	53,030	1.09	69.5
館山市	4,670	5,480	5,500	5,500	830	1.37	17.5
旭市	5,454	6,569	6,642	6,609	1,155	1.61	20.0
市川市	308,100	362,000	370,200	373,500	65,400	1.62	45.5
君津富津	47,541	56,215	55,955	57,719	10,178	1.63	31.5
習志野市	136,148	164,791	165,754	167,380	31,232	1.74	74.8
野田市	85,289	102,676	104,757	106,708	21,419	1.88	43.7
印西市	66,901	82,095	84,461	86,579	19,678	2.17	73.9
富里市	24,789	31,488	32,154	32,682	7,893	2.33	45.1
鎌ヶ谷市	55,893	72,747	73,789	74,821	18,928	2.46	38.3
長生村	0	4,275	4,421	4,593	449	2.61	52.3
木更津市	51,787	73,693	74,753	75,589	23,802	3.20	63.4
船橋市	367,352	558,710	569,142	580,982	213,630	3.89	70.5
流山市	110,172	170,873	178,558	184,663	74,491	4.40	56.2
芝山町	0	1,631	1,638	1,618	915	18.14	77.0
34事業体	4,063,539	4,635,342	4,684,530	4,724,738	661,199	1.26	64.7

君津富津：君津富津広域下水道組合

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-18 公共下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	D/A (降 順)	供用開始 後 年
芝山町		19	19	19	1.73	6
鎌ヶ谷市	<b>97</b>	<b>111</b>	<b>112</b>	<b>113</b>	1.16	37
木更津市	33	38	37	38	1.15	37
成田市	<b>49</b>	<b>55</b>	<b>55</b>	<b>54</b>	1.10	47
市川市	<b>145</b>	<b>158</b>	<b>158</b>	<b>157</b>	1.08	49
君津富津	38	<b>41</b>	<b>41</b>	<b>41</b>	1.08	32
習志野市	<b>103</b>	<b>108</b>	<b>109</b>	<b>110</b>	1.07	54
流山市	<b>93</b>	<b>95</b>	<b>97</b>	<b>98</b>	1.05	35
浦安市	<b>102</b>	<b>107</b>	<b>108</b>	<b>107</b>	1.05	37
富里市	<b>64</b>	<b>65</b>	<b>67</b>	<b>66</b>	1.03	36
千葉市	<b>77</b>	<b>77</b>	<b>77</b>	<b>77</b>	1.00	58
長生村		19	18	18	1.00	24
松戸市	<b>111</b>	<b>109</b>	<b>110</b>	<b>109</b>	0.98	61
野田市	<b>59</b>	<b>58</b>	<b>58</b>	<b>58</b>	0.98	34
船橋市	<b>119</b>	<b>118</b>	<b>116</b>	<b>116</b>	0.97	60
柏市	<b>86</b>	<b>84</b>	<b>83</b>	<b>83</b>	0.97	48
四街道市	<b>72</b>	<b>72</b>	<b>73</b>	<b>70</b>	0.97	46
袖ヶ浦市	<b>45</b>	<b>42</b>	<b>43</b>	<b>43</b>	0.96	37
市原市	<b>60</b>	<b>57</b>	<b>57</b>	<b>57</b>	0.95	49
我孫子市	<b>88</b>	<b>86</b>	<b>86</b>	<b>84</b>	0.95	51
東金市	32	30	30	30	0.94	37
旭市	35	33	33	33	0.94	22
大網白里市	<b>50</b>	<b>48</b>	<b>47</b>	<b>47</b>	0.94	30
佐倉市	<b>69</b>	<b>64</b>	<b>64</b>	<b>64</b>	0.93	54
八千代市	<b>101</b>	<b>93</b>	<b>93</b>	<b>93</b>	0.92	53
八街市	<b>46</b>	<b>43</b>	<b>43</b>	<b>42</b>	0.91	33
茂原市	<b>41</b>	38	37	37	0.90	49
白井市	<b>61</b>	<b>54</b>	<b>53</b>	<b>53</b>	0.87	43
栄町	<b>42</b>	37	36	36	0.86	39
印西市	<b>55</b>	<b>45</b>	<b>46</b>	<b>47</b>	0.85	41
館山市	31	26	26	26	0.84	23
銚子市	<b>46</b>	39	39	38	0.83	38
香取市	36	29	29	28	0.78	61
酒々井町	<b>62</b>	<b>48</b>	<b>46</b>	<b>48</b>	0.77	47
印旛村	<b>44</b>				0.00	
本埜村	<b>60</b>				0.00	

人口密度が40以上は強調文字で示します。

芝山町は H27年度に対する値、長生村は H28年度に対する値

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-19 公共下水道事業における有収水量密度の推移 (単位：千m<sup>3</sup>/ha)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	D/A (降 順)	供用開始 後年数
芝山町		2.0	2.6	2.6	2.36	6
旭市	2.2	2.7	2.7	2.9	1.32	22
鎌ヶ谷市	8.4	9.1	9.2	9.4	1.12	37
野田市	4.6	5.0	4.9	5.1	1.11	34
市川市	14.8	14.5	14.2	16.0	1.08	49
千葉市	8.0	8.4	8.4	8.5	1.06	58

木更津市	3.5	3.7	3.7	3.7	1.06	37
習志野市	11.1	11.4	11.4	11.8	1.06	54
流山市	8.8	8.7	8.7	9.2	1.05	35
成田市	5.4	5.6	5.6	5.6	1.04	47
袖ヶ浦市	4.5	4.4	4.5	4.7	1.04	37
浦安市	13.1	13.6	13.7	13.4	1.02	37
君津富津	4.1	4.1	4.0	4.1	1.00	32
松戸市	10.8	10.5	10.4	10.7	0.99	61
大網白里市	4.5	4.4	4.2	4.4	0.98	30
我孫子市	8.6	8.1	8.1	8.2	0.95	51
東金市	3.4	3.3	3.2	3.2	0.94	37
四街道市	7.0	6.7	6.7	6.6	0.94	46
栄町	5.1	4.6	4.7	4.8	0.694	39
長生村		1.4	1.3	1.3	0.93	24
船橋市	11.8	10.9	10.7	10.8	0.92	60
佐倉市	7.3	6.6	6.6	6.7	0.92	54
市原市	6.0	5.5	5.4	5.5	0.92	49
白井市	6.4	5.7	5.6	5.9	0.92	43
八千代市	9.9	8.7	8.6	8.9	0.90	53
八街市	4.0	3.6	3.6	3.6	0.90	33
印西市	5.8	4.6	4.7	5.2	0.90	41
柏市	9.5	8.2	8.1	8.4	0.88	48
富里市	6.0	5.1	5.1	5.3	0.88	36
茂原市	5.1	4.5	4.4	4.4	0.86	49
香取市	3.3	2.9	2.8	2.8	0.85	61
酒々井町	5.7	4.6	4.3	4.7	0.82	47
館山市	3.1	2.5	2.3	2.5	0.81	23
銚子市	5.1	4.2	4.3	4.0	0.78	38
印旛村	5.3				0.00	
本埜村	5.5				0.00	

芝山町は H27年度に対する値、長生村は H28年度に対する値  
 接続率が経年的に上昇すれば、有収水量密度も上昇するはず。

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha 当たりの年間有収水量

0.25m<sup>3</sup>/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m<sup>3</sup>/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口密度(人/ha) 11 27 55 82

生活系以外の産業系の排水が多くなればこのような関係は成立しません。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 特定環境保全公共下水道事業における全体計画面積に対する進捗率は、佐倉市の2.8%～千葉市の101.9%と幅広く分布しており、加重平均で30.6%(26年度より0.4ポイント増)です。11事業体中9事業体が80%以下と、現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和2年度末の現在処理区域内人口を比較すると、11事業体のうち6事業体で減少しており、公共下水道への切替などによると考えられる長生村、芝山町及び柏市を除くと、年平均減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が78.6%の銚子市で-2.92%です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和2年度の86%、10年後が令和2年度の74%まで減少すると推測されます。なお、11事業体の合計数は、平成26年度の90,288人をピークに以後、減少傾向です。

表-20 特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

令和2年度末	全体計画人口 人	進捗率 %	令和2年度末	全体計画面積 ha	進捗率 %	
千葉市	29,700	234.4	千葉市	875	101.9	1
佐倉市	1,828	82.3	我孫子市	14	100.0	2
我孫子市	600	75.3	芝山町	103	78.6	3
白井市	9,390	68.6	銚子市	14	78.6	4
銚子市	1,100	61.6	柏市	319	45.1	5
柏市	2,510	52.9	酒々井町	424	27.4	6
酒々井町	2,080	42.3	栄町	179	24.6	7
印西市	3,980	38.1	印西市	474	22.8	8
芝山町	6,330	19.0	長生村	340	18.2	9
栄町	2,810	17.5	白井市	912	18.1	10
長生村	15,000	7.5	佐倉市	1,858	2.8	11
11事業体	75,328	113.2	11事業体	5,512	30.6	
R01年度	75,328	113.5	R01年度	5,994	27.9	
H28年度	75,328	113.8	H28年度	5,994	27.0	
H27年度	75,328	119.1	H27年度	5,994	30.7	
H26年度	75,498	119.6	H26年度	6,137	30.2	

進捗率=現在処理区内人口(面積)/全体計画人口(面積)×100

【数値の出所は地方公営企業年鑑】

表-21 特環下水道事業における現在処理区域内人口の推移 (単位:人) R02年度

特環下水道	平成20年度 A	平成30年度 B	令和元年度 C	令和2年度 D	(D-A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
長生村	4,000	1,093	1,087	1,128	-2,872	-10.01	18.2
柏市	2,088	1,364	1,353	1,329	-759	-3.69	45.1
銚子市	967	752	722	678	-289	-2.92	78.6
栄町	627	511	506	492	-135	-2.00	24.6
芝山町	1,404	859	1,216	1,205	-199	-1.27	78.6
印西市	1,569	1,569	1,517	1,516	-53	-0.29	22.8
我孫子市	446	462	460	452	6	0.11	100.0
千葉市	62,536	69,823	69,609	69,616	7,080	0.90	101.9
佐倉市	1,325	1,545	1,523	1,504	179	1.06	2.8
白井市	5,070	6,642	6,639	6,445	1,375	2.02	18.1
酒々井町	586	884	886	879	293	3.44	27.4
11事業体	80,618	85,504	85,518	85,244	4,626	0.47	30.6

11事業体の合計数は、平成26年度の90,288人をピークに以後、減少傾向

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-22 特環下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位:人/ha)

特環下水道	平成20年度 A	平成30年度 B	令和元年度 C	令和2年度 D	D/A (降順)	供用開始後年
佐倉市	25	30	29	29	1.16	31
我孫子市	28	33	33	32	1.14	33
千葉市	71	78	78	78	1.10	25
酒々井町	8	9	9	8	1.00	39
白井市	41	45	40	39	0.95	28
長生村	19	19	18	18	0.95	24
芝山町	20	12	15	15	0.75	17

栄町	15	12	12	11	0.73	22
銚子市	<b>88</b>	<b>68</b>	<b>66</b>	<b>62</b>	0.70	24
柏市	15	9	9	9	0.60	27
印西市	25	15	14	14	0.56	28
印旛村	28				0.00	

人口密度が40以上は強調文字で示します。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-23 特環下水道事業における有収水量密度の推移 (単位: 千<sup>3</sup>m/ha)

特環 下水道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年数
芝山町	1.1	1.1	2.3	2.3	2.18	17
白井市	3.7	4.3	3.9	4.5	1.22	28
栄町	0.7	0.8	0.7	0.7	1.03	22
我孫子市	2.4	2.5	2.4	2.4	1.01	33
佐倉市	3.4	2.6	2.9	3.1	0.91	31
長生村	1.4	1.4	1.3	1.3	0.90	24
酒々井町	3.3	3.4	3.9	2.9	0.89	39
柏市	2.2	1.8	2.1	1.8	0.83	27
印西市	1.8	1.4	1.5	1.4	0.79	28
銚子市	7.1	5.6	5.4	5.2	0.73	24
千葉市	6.9	0.9	0.8	0.8	0.12	25
印旛村	3.7				0.00	

接続率が経年的に上昇すれば、有収水量密度も上昇するはず。

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha 当たりの年間有収水量

0.25m<sup>3</sup>/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千<sup>3</sup>m/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5

人口密度(人/ha) 11 27 55 82

生活系以外の産業系の排水が多くなればこのような関係は成立しません。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 農業集落排水事業における全体計画面積に対する進捗率は、長南町の8.8%~千葉市など18事業体の100.0%と幅広く分布しており、全体計画面積が広いほど進捗率が低いことから加重平均で39.8%(26年度より3.7ポイント増)です。茂原市と長南町における現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和2年度末の現在処理区域内人口を比較すると、何と、事業を実施している20事業体の4分の3に相当する15事業体で減少しています。令和元年度以降は、残りの5事業体でも減少しています。年平均減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が100.0%の大網白里市で-3.92%です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和2年度の82%、10年後が令和2年度の67%まで減少すると推測されます。なお、**20事業体の合計数は、平成25年度の53,843人をピークに以後、減少傾向**です。

表-24 農業集落排水事業の進捗状況

令和2 年度末	全体計画 人口 人	進捗率 %	令和2 年度末	全体計画 面積 ha	進捗率 %	
多古町	1,974	127.5	千葉市	375	100.0	1
東金市	4,056	100.4	成田市	172	100.0	2

千葉市	7,180	92.2	佐倉市	16	100.0	3
君津市	306	79.4	東金市	234	100.0	4
一宮町	4,120	70.4	旭市	48	100.0	5
旭市	2,440	69.5	市原市	37	100.0	6
山武市	7,590	65.6	君津市	22	100.0	7
袖ヶ浦市	6,510	65.4	袖ヶ浦市	198	100.0	8
芝山町	1,560	61.5	香取市	258	100.0	9
香取市	4,950	60.6	山武市	257	100.0	10
大網白里市	3,010	60.1	大網白里市	67	100.0	11
長柄町	1,350	58.7	多古町	94	100.0	12
九十九里町	4,140	58.6	九十九里町	115	100.0	13
佐倉市	450	57.3	芝山町	62	100.0	14
横芝光町	1,240	52.5	横芝光町	39	100.0	15
成田市	5,040	52.2	一宮町	460	100.0	16
長南町	7,719	40.3	睦沢町	32	100.0	17
市原市	1,370	35.3	長柄町	52	100.0	18
睦沢町	1,610	28.3	茂原市	1,880	60.5	19
茂原市	29,840	22.8	長南町	6,173	8.8	20
20事業体	96,455	52.5	20事業体	10,591	39.8	
R01年度	96,554	53.1	R01年度	10,591	39.8	
H28年度	97,055	53.6	H28年度	11,195	37.6	
H27年度	108,489	48.5	H27年度	11,193	37.6	
H26年度	123,963	43.2	H26年度	11,591	36.1	

進捗率＝現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

【数値の出所は地方公営企業年鑑】

表-25 農業集落排水事業における現在処理区域内人口の推移 (単位:人) R02年度

農業集落排水	平成20年度 A	平成30年度 B	令和元年度 C	令和2年度 D	(D - A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
大網白里市	2,923	1,879	1,821	1,808	-1,115	-3.92	100.0
横芝光町	949	729	674	651	-298	-3.09	100.0
一宮町	3,920	2,848	2,848	2,901	-1,019	-2.48	100.0
君津市	321	260	249	243	-78	-2.29	100.0
芝山町	1,247	1,011	987	960	-287	-2.16	100.0
佐倉市	335	261	261	258	-77	-2.15	100.0
長柄町	1,021	829	808	792	-229	-2.09	100.0
市原市	590	502	499	484	-106	-1.64	100.0
睦沢町	546	495	478	456	-90	-1.49	100.0
香取市	3,586	3,114	3,043	3,001	-585	-1.47	100.0
九十九里町	2,876	2,667	2,444	2,428	-448	-1.40	100.0
成田市	2,987	2,755	2,676	2,630	-357	-1.06	100.0
長南町	3,484	3,246	3,150	3,113	-371	-0.93	8.8
茂原市	7,577	7,136	6,878	6,804	-773	-0.89	60.5
旭市	1,808	1,752	1,639	1,697	-111	-0.53	100.0
千葉市	6,081	5,478	6,724	6,620	539	0.71	100.0
多古町	2,132	2,591	2,558	2,516	384	1.39	100.0
山武市	3,971	5,196	5,105	4,981	1,010	1.91	100.0
東金市	2,814	4,189	4,118	4,073	1,259	3.13	100.0
袖ヶ浦市	2,558	4,419	4,318	4,256	1,698	4.33	100.0
20事業体	51,726	51,357	51,278	50,672	-1,054	-0.17	39.8

20事業体の合計数は、平成25年度の53,843人をピークに以後、減少傾向

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-26 農業集落排水事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

農業集落排水	平成20年度 A	平成30年度 B	令和元年度 C	令和2年度 D	D/A (降順)	供用開始後年
千葉市	17	15	18	18	1.06	29
袖ヶ浦市	20	22	22	21	1.05	23
長南町	6	6	6	6	1.00	24
山武市	20	20	20	19	0.95	23
旭市	38	37	34	35	0.92	23
大網白里市	31	28	27	27	0.87	23
茂原市	7	6	6	6	0.86	24
香取市	14	12	12	12	0.86	36
多古町	32	28	27	27	0.84	20
九十九里町	25	23	21	21	0.84	23
成田市	18	16	16	15	0.83	22
東金市	21	18	18	17	0.81	23
市原市	16	14	13	13	0.81	19
佐倉市	21	16	16	16	0.76	27
芝山町	20	16	16	15	0.75	19
長柄町	20	16	16	15	0.75	24
君津市	15	12	11	11	0.73	18
横芝光町	24	19	17	17	0.71	21
一宮町	9	6	6	6	0.67	31
睦沢町	22	16	15	14	0.64	19

人口密度が40以上は強調文字で示します。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-27 農業集落排水事業における有収水量密度の推移 (単位：千m<sup>3</sup>/ha)

農業集落排水	平成20年度 A	平成30年度 B	令和元年度 C	令和2年度 D	D/A (降順)	供用開始後年数
山武市	0.8	1.2	1.2	1.2	1.42	23
成田市	1.3	1.4	1.5	1.5	1.14	22
一宮町	0.5	0.6	0.6	0.6	1.12	31
袖ヶ浦市	1.5	1.6	1.5	1.6	1.10	23
大網白里市	2.0	2.1	2.1	2.1	1.07	23
香取市	1.1	1.1	1.2	1.2	1.04	36
長柄町	1.4	1.3	1.4	1.4	1.01	24
長南町	0.6	0.6	0.6	0.6	1.01	24
茂原市	0.5	0.5	0.5	0.5	1.00	24
九十九里町	1.5	1.4	1.4	1.5	1.00	23
多古町	2.1	2.0	2.0	2.1	0.98	20
千葉市	1.5	1.4	1.4	1.4	0.96	29
横芝光町	1.8	1.6	1.6	1.7	0.95	21
東金市	1.4	1.2	1.2	1.2	0.87	23
芝山町	1.9	1.6	1.5	1.6	0.86	19
佐倉市	2.2	1.6	1.9	1.8	0.83	27
市原市	1.5	1.3	1.2	1.2	0.80	19
旭市	4.1	2.8	2.8	2.9	0.71	23
君津市	1.1	0.9	0.8	0.8	0.71	18
睦沢町	1.9	1.5	1.3	1.3	0.69	19

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

(4) 将来推計人口とD I D人口に対する整備状況

表-28 都道府県別、2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備量に関する指標

汚水処理人口普及率 ：% (浄化槽) (令和3年度末)			2045年推計人口に対する施設整備量 (令和3年度末)				
			全 体		集合処理施設		
東京都	99.8(0.2)	1	秋田県	140.3	1	秋田県	122.2
滋賀県	99.1(2.4)	2	山形県	128.3	2	富山県	119.8
兵庫県	99.0(1.7)	3	長野県	124.6	3	北海道	119.7
京都府	98.5(1.7)	4	北海道	123.8	4	長野県	117.4
神奈川県	98.3(1.3)	5	富山県	123.4	5	山形県	116.6
長野県	98.2(5.6)	6	青森県	122.1	6	兵庫県	116.2
大阪府	98.2(1.6)	7	福井県	120.7	7	福井県	115.7
富山県	97.6(2.7)	8	奈良県	120.4	8	大阪府	115.6
福井県	97.1(4.1)	9	岐阜県	119.5	9	京都府	113.3
北海道	96.2(3.2)	10	兵庫県	119.4	10	奈良県	110.5
鳥取県	95.5(5.2)	11	福島県	117.7	11	鳥取県	110.3
石川県	95.0(4.8)	12	大阪府	117.5	12	滋賀県	108.1
山形県	93.9(8.6)	13	鳥取県	116.8	13	宮城県	107.6
福岡県	93.9(9.0)	14	山梨県	116.4	14	神奈川県	107.5
岐阜県	93.7(10.4)	15	宮城県	116.4	15	新潟県	107.0
埼玉県	93.6(9.5)	16	京都府	115.3	16	青森県	106.4
宮城県	93.2(7.0)	17	宮崎県	114.9	17	石川県	106.2
愛知県	92.3(9.8)	18	新潟県	114.5	18	岐阜県	105.9
奈良県	90.3(7.4)	19	岩手県	114.4	19	東京都	101.0
千葉県	90.1(12.6)	20	山口県	114.2	20	岩手県	95.6
広島県	89.8(11.1)	21	石川県	112.1	21	埼玉県	95.1
新潟県	89.4(5.8)	22	茨城県	111.9	22	山梨県	95.0
秋田県	88.9(11.5)	23	鹿児島県	111.1	23	福岡県	94.8
熊本県	88.8(15.0)	24	長崎県	111.0	24	山口県	93.4
栃木県	88.8(15.8)	25	滋賀県	110.8	25	栃木県	90.4
山口県	88.8(16.2)	26	栃木県	110.1	26	長崎県	90.2
宮崎県	88.4(22.8)	27	三重県	109.6	27	広島県	89.9
三重県	88.2(23.8)	28	神奈川県	108.9	28	愛知県	89.7
岡山県	88.2(16.6)	29	愛媛県	108.1	29	茨城県	89.6
沖縄県	87.1(10.0)	30	熊本県	107.1	30	千葉県	89.3
茨城県	86.8(17.0)	31	高知県	106.4	31	熊本県	89.0
佐賀県	86.3(15.9)	32	埼玉県	105.8	32	佐賀県	85.8
山梨県	85.8(15.3)	33	佐賀県	105.1	33	宮崎県	85.2
福島県	85.3(23.9)	34	福岡県	105.0	34	福島県	84.7
岩手県	84.4(13.8)	35	静岡県	104.4	35	岡山県	82.7
静岡県	84.3(17.9)	36	千葉県	103.9	36	島根県	81.9
鹿児島県	84.0(37.9)	37	群馬県	103.6	37	静岡県	81.8
長崎県	83.2(15.2)	38	島根県	103.4	38	沖縄県	79.8
群馬県	83.1(20.5)	39	広島県	102.7	39	三重県	79.8
島根県	82.6(16.6)	40	岡山県	101.8	40	愛媛県	78.2
愛媛県	82.1(22.6)	41	東京都	101.3	41	群馬県	76.7
青森県	81.5(10.4)	42	大分県	101.0	42	大分県	70.4
大分県	80.5(24.3)	43	愛知県	100.6	43	高知県	61.1
香川県	80.3(32.4)	44	香川県	99.2	44	鹿児島県	60.5
高知県	77.0(32.6)	45	和歌山県	92.5	45	香川県	59.1
和歌山県	68.4(34.9)	46	沖縄県	90.1	46	和歌山県	45.3
徳島県	66.0(43.6)	47	徳島県	89.2	47	徳島県	28.9
全 国	92.6(9.4)		全 国	109.2		全 国	98.0
R02年度	92.1(9.3)		R02年度	109.4		R02年度	98.1
R01年度	91.7(9.3)	※25年度は福島	R01年度	109.3		R01年度	98.1
H28年度	90.4(9.2)	県を除く。	H28年度	108.4		H28年度	97.1
H25年度	88.9(8.9)		H25年度	106.0		H25年度	95.2

注1)カッコ内の値は浄化槽普及率。注2)集合処理人口は、下水道と農業集落排水施設等の処理人口の合計値。注2)H25、H28年度は2040年推計人口に対する値。

- 平成30年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、千葉県的人口は、平成27(2015)年国勢調査時には6,222,666人であったのが、30年後の平成57(2045)年には5,463,363人(2015年を100とした場合87.8)まで減少し、高齢化率も25.9%から36.3%と3人に1人が65歳以上まで上昇する、と予測されています。

表-29 市町村別の人口減少と高齢化の進捗状況(将来推計)

	2045年の高齢化率：%		
	～40未満	40以上～50未満	50以上～
2045人口指数 ～60未満		銚子市 (46.2 : 49.5)  東庄町 (52.7 : 48.8)  香取市 (55.9 : 48.6) 匝瑳市 (57.9 : 46.4)	鋸南町 (42.7 : 58.9) 勝浦市 (46.0 : 56.3) 長南町 (46.4 : 59.8) 九十九里町(46.8 : 54.7) 白子町 (47.4 : 56.5) 大多喜町(50.7 : 58.0) 多古町 (51.1 : 50.2) 南房総市(52.3 : 58.6) 山武市 (53.7 : 51.3) 長柄町 (53.8 : 66.1) 栄町 (54.0 : 51.5) 芝山町 (55.1 : 53.0) 御宿町 (59.6 : 63.5)
2045人口指数 60以上～ 80未満	富里市(69.3 : 39.8) 旭市 (69.4 : 39.6) 市原市(73.9 : 37.3) 東金市(75.4 : 39.9) 酒々井町(75.6 : 36.8) 野田市(77.6 : 39.7)	富津市 (60.5 : 45.2) 八街市 (64.0 : 45.4) 横芝光町(64.4 : 45.5) 君津市 (68.3 : 40.9) 鴨川市 (68.5 : 41.5) 館山市 (70.2 : 47.1) 大網白里市 (73.2 : 45.3) 長生村 (76.1 : 46.5)	いすみ市(60.0 : 52.5) 神崎町 (62.6 : 52.1) 睦沢町 (64.7 : 51.1) 茂原市 (66.4 : 50.0)
2045人口指数 80以上～ 100未満	松戸市 (89.7 : 36.4) 袖ヶ浦市(90.0 : 34.3) 一宮町 (91.4 : 38.3) 白井市 (91.7 : 37.7) 鎌ヶ谷市(91.8 : 36.2) 八千代市(92.4 : 35.1) 千葉市 (93.1 : 36.6) 四街道市(93.4 : 34.9) 成田市 (96.6 : 31.1) 市川市 (96.8 : 36.6) 船橋市 (96.9 : 31.9) 習志野市(97.8 : 30.6) 柏市 (98.3 : 34.5)	我孫子市(83.7 : 42.8) 佐倉市 (83.8 : 41.5)	市町村名の後のカッコ内の数値は (2045年人口指数：高齢化率)です。  千葉県全体で、 2045年人口指数は 87.8 (昇順で40/47)
2045人口指数 100以上～	浦安市 (100.3 : 25.5) 木更津市(100.8 : 31.9) 印西市 (104.4 : 34.5) 流山市 (114.7 : 30.1)	2045年の高齢化率は 36.4%(降順で37/47)	

数値の出所：国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)

2015年 2045年  
 6,222,666人 → 5,463,363人 : 87.8  
 25.9% → 36.4%

表-30 千葉県の人人口増減率の推移 単位：%

	2005～10	2010～15	2015～20	2020～25	2025～30	2030～35
前々回推計	0.8	-0.3	-1.3	-2.2	-2.9	-3.7
前回推計	実績：2.6	-0.4	-1.1	-2.2	-3.0	-3.7
今回推計	実績：0.1		-0.3	-1.4	-2.2	-2.7

前々回推計：平成20年12月推計、前回推計：平成25年3月推計、今回推計：平成30年3月

また、増減割合は各市町村で一律ではないことから、千葉県内の各市町村について、人口減少や高齢化が今後どのように進むのかをみると、最も人口が減るのは鋸南町(2015年を100とすると2045年には42.7)、次いで勝浦市(同46.0)、長南町(同46.4)、九十九里町(同46.8)、白子町(同47.4)などであり、逆に増加すると予測されている自治体は浦安市(同100.3)、木更津市(同100.8)、印西市(同104.4)及び流山市(同114.7)の計4市です。

一方、2045年における高齢化率は、長柄町が66.1%で最も高く、次いで御宿町(63.5%)、長南町(59.8%)の順で、17市町が「限界自治体の目安とされている50%」を超えると、さらに佐倉市など14市町村が40%超えと、それぞれ予測されています。人口減少の主因が若年層の減少であることから人口が減る市町村ほど高くなる傾向です。

このようなことから、借金をしてまで社会資本整備を実施できる余力がある自治体は「今後も人口が増加し、2045年における高齢化率も20%代あるいは30%前半の浦安市、木更津市、印西市及び流山市の4市だけと考えられます。借金の返済速度より人口の減少速度の方が早い場合、自治体の借金総額が減っても、納税者・生産者・消費者である生産年齢人口(15～64歳)1人当たりの借金は減らない、行政サービスの質の低下、それに伴う生産年齢人口の流出などにより、むしろ増加するという負の循環(衰退のスパイラル)となる可能性があります。

推計はあくまで過去のトレンドを参考にしたものです。人口減少や高齢化そのものは止められなくても、それが及ぼす影響は緩和できる。そのための対策を早急に行うべきではないでしょうか。

表-31 都道府県別、将来推計人口(1km<sup>2</sup>ごと)の試算

	居住メッシュ面積 2010年 %	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		半減以下 %	うち非居住 地化 A %	うち50% 以上減(A を除く)%	0%以上 ~50%未 満減 %	増 加 %
茨城県	84	35	6	29	63	3
栃木県	63	41	7	34	57	2
群馬県	47	49	14	35	50	2
埼玉県	80	24	4	19	74	3
<b>千葉県</b>	<b>89</b>	<b>40</b>	<b>5</b>	<b>35</b>	<b>57</b>	<b>3</b>
東京都	70	20	4	15	71	10
神奈川県	74	17	3	13	77	6
新潟県	42	54	12	42	45	0
山梨県	38	59	16	44	40	1
長野県	38	55	16	38	45	1
全 国	48	63	19	44	35	2

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】

表-32 整備手法別の整備計画

千葉県	2014(平成26)年度		2024年度		最終目標(2034年度)	
	整備人口 千人	普及率 %	整備人口 千人	普及率 %	整備人口 千人	普及率 %
公共下水道	4,509	( 72.1)	4,893	( 80.2)	4,973	( 86.4)
農業集落排水	52	( 0.8)	46	( 0.8)	43	( 0.7)
コミプラ	8	( 0.1)	7	( 0.1)	4	( 0.1)
集合処理 計	4,570	( 73.1)	4,946	( 81.1)	5,021	( 87.2)
浄 化 槽	798	( 12.8)	743	( 12.2)	736	( 12.8)
処 理 合 計	5,368	( 85.8)	5,689	( 93.3)	5,757	(100.0)
合 計	6,254	(100.0)	6,100	(100.0)	5,757	(100.0)

社人研の推計

2025年 2035年  
推計人口(高齢化率) 6,118,170人(29.3%) 5,822,882人(32.2%)

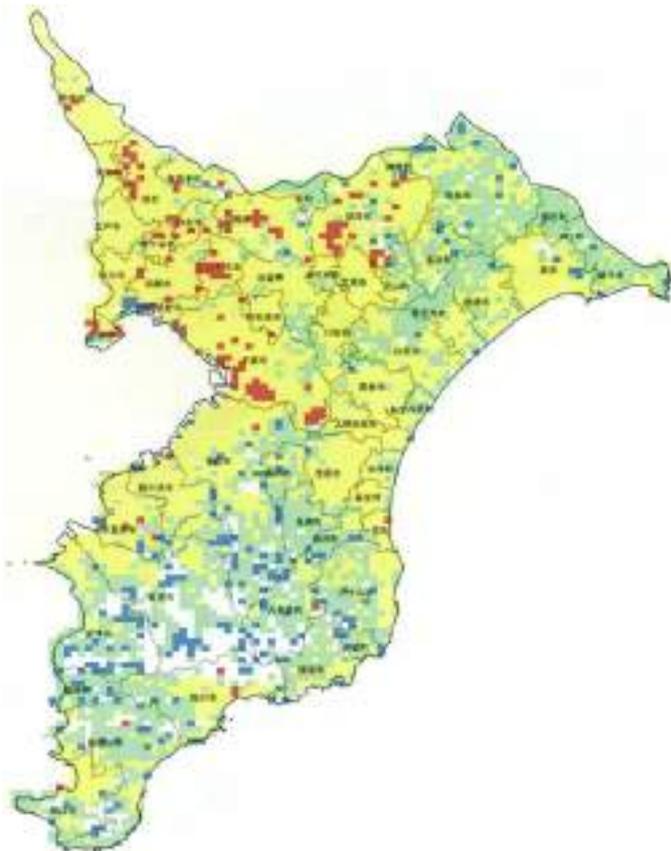


図-11  
2050年の人口増減状況(2010年との比較、1 km<sup>2</sup>メッシュごと)

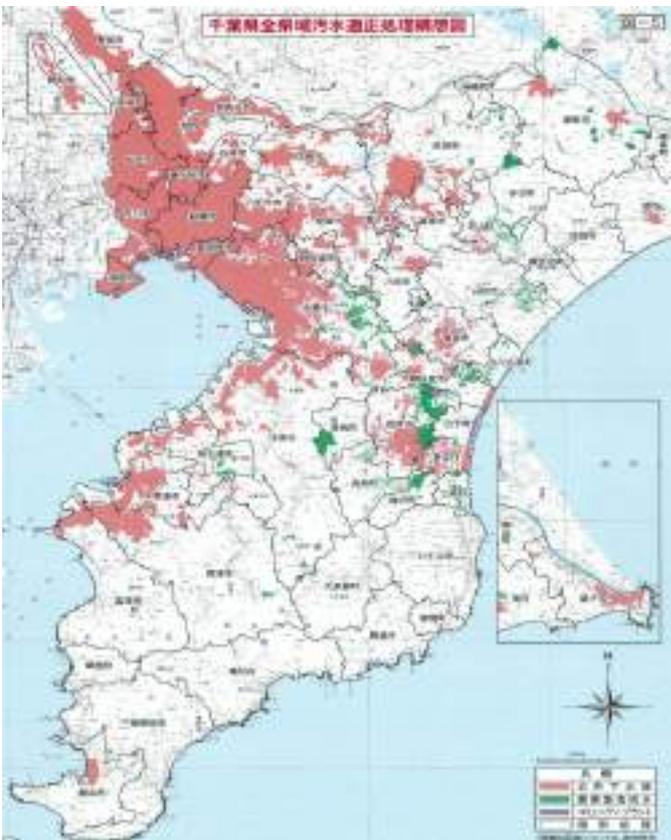
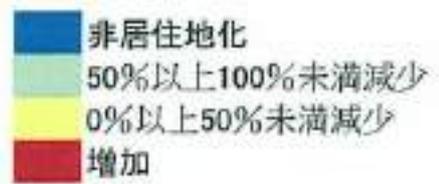


図-12 汚水処理構想図



## 500メートル、1kmメッシュ別の将来推計：2015年から2050年への人口増減率

数値の出所は国土交通省(国土数値情報)

表-32 都道府県別、将来推計人口(500メートルメッシュごと)の増減率

単位：%	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住地化	～50%以上減少	～30%以上減少	～30%未満減少	増加※
茨城県	68.6	2.7	29.8	40.2	22.8	4.5
栃木県	50.5	3.0	32.0	36.3	24.5	4.2
群馬県	35.4	6.1	28.9	30.3	29.8	4.9
埼玉県	69.9	1.8	18.5	32.0	36.9	10.8
<b>千葉県</b>	<b>74.3</b>	<b>2.0</b>	<b>34.8</b>	<b>31.8</b>	<b>23.3</b>	<b>8.1</b>
東京都	57.1	1.8	8.9	9.9	46.7	32.7
神奈川県	63.8	1.3	11.3	22.7	50.5	14.2
新潟県	26.4	6.0	34.9	37.8	18.8	2.5
山梨県	26.2	8.1	38.4	30.2	20.5	2.8
長野県	26.1	7.8	29.6	31.0	27.0	4.5
全 国	31.0	9.6	35.6	28.0	21.4	5.3

500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む

2015年の居住メッシュ割合は総務省統計局

2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

表-33 都道府県別、将来推計人口(1kmメッシュごと)の増減率

単位：%	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住地化	～50%以上減少	～30%以上減少	～30%未満減少	増加※
茨城県	82.3	6.5	26.4	44.1	19.9	3.0
栃木県	63.9	7.3	27.6	41.5	21.4	2.1
群馬県	47.4	14.3	27.4	30.2	26.0	2.1
埼玉県	79.6	4.5	17.6	33.9	35.5	8.5
<b>千葉県</b>	<b>87.4</b>	<b>4.8</b>	<b>33.0</b>	<b>33.8</b>	<b>22.7</b>	<b>5.7</b>
東京都	60.8	4.9	11.3	10.1	45.3	28.4
神奈川県	72.0	3.5	10.7	24.1	50.2	11.5
新潟県	40.8	12.4	32.0	39.6	14.8	1.2
山梨県	38.1	16.4	35.6	30.6	16.2	1.2
長野県	38.5	16.0	26.6	32.4	22.7	2.3
全 国	46.1	18.7	32.3	28.5	17.5	3.1

1kmメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む

2015年の居住メッシュ割合は総務省統計局

2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

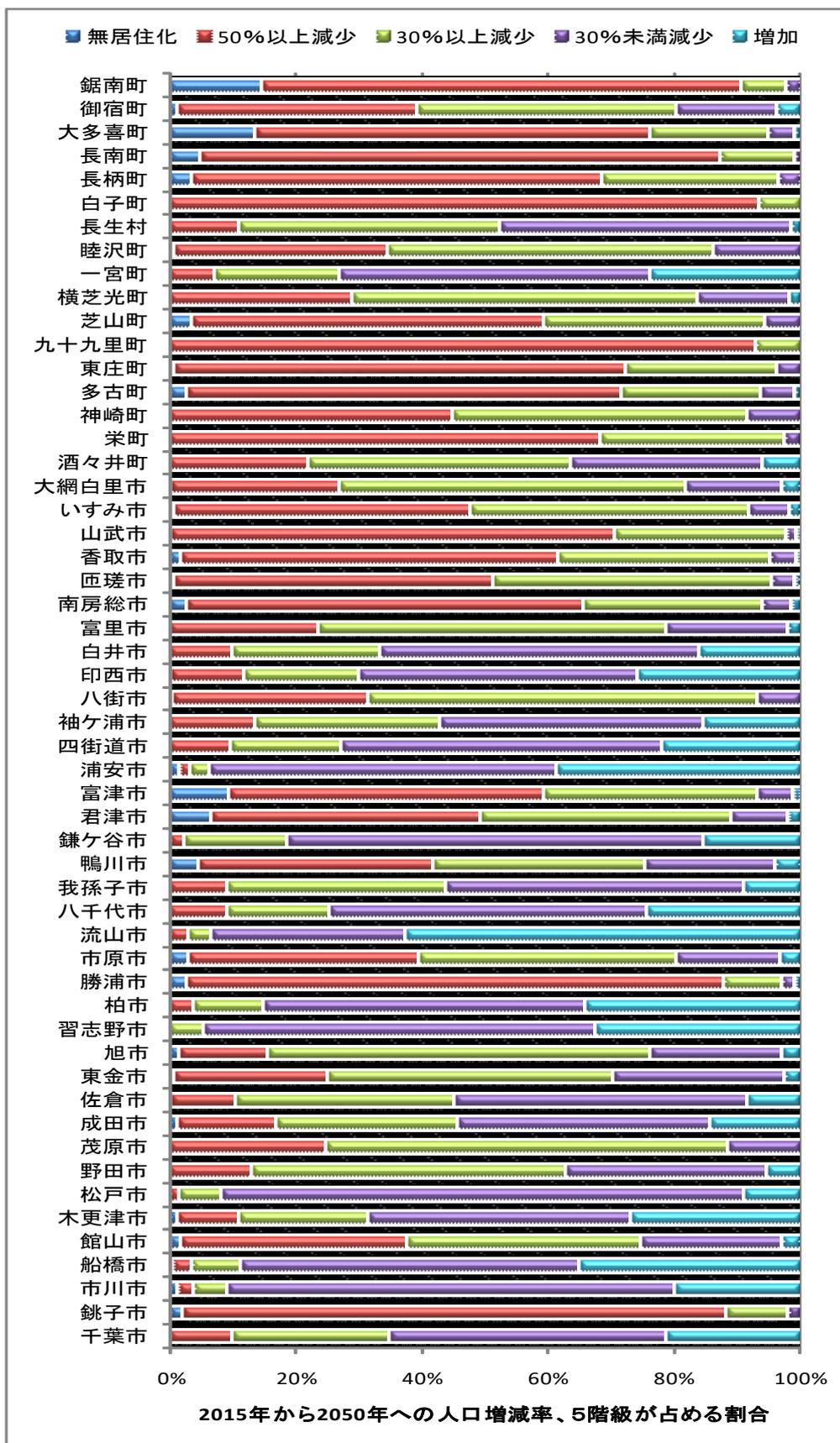


図-12 市町村別の人口増減の5階級が占める割合(2015→2050年、500メートルメッシュ)

- このような推計結果を基に、25年後の「2045(令和26)年の推計人口」に対して現在の整備量はどの程度の割合になっているのかを検証してみましょう。具体的には、「2045(令和26)年時の推計人口」に対する「令和2年度末の汚水処理人口」の割合を算出してみました。

$$\text{2045年汚水処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{汚水処理施設の処理人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

$$\text{2045年集合処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{集合処理施設の現在処理区域内人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

まず、全国的にみると、令和3年度末における汚水処理人口普及率は92.6%ですが、2045年推計人口に対しては、**集合処理施設のみで98.0、浄化槽等も含む全体で109.2**と、全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態です。

このように、国立社会保障・人口問題研究所が発表する「直前の国勢調査結果に基づき30年後の市区町村別の推計人口」に比べ「汚水処理人口普及率における処理人口」が多くなったのは、**平成23年度**からです。

次に都道府県別にみると、「2045年集合処理施設整備指標(右端)」が100を超えているのは秋田県、北海道、富山県、長野県、山形県、兵庫県、福井県、大阪府、京都府、鳥取県、奈良県、新潟県、青森県、滋賀県、石川県、岐阜県、宮城県、神奈川県及び東京都の計**19都道府県(レッドカードグループ)**、さらに浄化槽も含む「2045年汚水処理施設整備指標」が100を超えているのは、さらに24県(イエローカードグループ)増えて**43都道府県**となります。

- **千葉県の場合、全体の整備状況は103.9**、下水道や農集等の**集合処理施設だけ**をみた場合には**89.3**と2045年推計人口に対しては生活排水処理施設が概成した状態です。市町村別にみると、浄化槽も含めた全施設では54市町村中37市町村、集合処理施設だけでみても54市町村中10市町で100超と、過剰な整備状況となっています。

これらの値が100を超えているということは、これらの地域では、年を追うごとに整備済の生活排水処理施設の投資効果が低くなり、**受益者負担が増加し、新たに整備すればその傾向がより増幅されることを表している**と思います。

**大胆な方向転換を行わないと**、これまでのように、初期投資が受益者負担で回収できない事業を実施すると、地方債現在高が大きい自治体では、人口減少(**負担者の減少**)と高齢化(**負担能力の低下**)の進展に伴い、**行政サービスの質の低下のみならず、市町村財政を破綻させる可能性があることが容易に想定**されます。

なお、個別処理である浄化槽の場合、2045年汚水処理施設整備指標が100を超えても、空き家となったら、その浄化槽だけ止めればよく、生活排水処理分野では人口減少の影響がほとんど認められません。ところが、集合処理の場合には、処理場から遠いエリアから順々に人が少なくなってくればまだしも、途中のエリアとか処理場に近しいエリアで空き家率が上昇すると、遠いところが残ってたら例え1軒だつて残ってたら、管路設備は生かさざるを得ません、中継ポンプ場があれば稼働させなければならず、影響度合がぜんぜん違います。松谷明彦氏も指摘されていますが(日本経済新聞社発行「2020年の日本人」、

平成19年6月)、人口密度の低下が、集合処理の場合には、経営上、致命的な問題となる恐れがあります。

表-28 汚水処理施設整備の現状と将来推計人口に対する整備状況

汚水処理人口普及率：％ 令和3年度末 (全体) 浄化槽			2045年推計人口に対する施設整備量 に関する指標：％(令和3年度末) (全体) (集合処理施設)					
浦安市	99.9	0.1	1	栄町	162.2	1	栄町	150.3
酒々井町	99.0	5.3	2	芝山町	161.2	2	酒々井町	119.9
千葉市	98.7	0.8	3	長南町	160.0	3	佐倉市	110.5
四街道市	98.3	10.0	4	富里市	140.4	4	千葉市	105.6
習志野市	98.2	2.7	5	白子町	130.3	5	八千代市	105.5
八千代市	97.9	5.4	6	九十九里町	127.2	6	浦安市	102.7
富里市	97.9	31.0	7	酒々井町	126.7	7	習志野市	101.9
流山市	97.7	5.4	8	神崎町	121.5	8	四街道市	101.7
船橋市	97.4	7.0	9	大網白里市	120.8	9	我孫子市	100.9
印西市	97.2	14.6	10	長柄町	120.0	10	松戸市	100.6
佐倉市	97.1	4.0	11	長生村	117.7	11	船橋市	96.8
松戸市	97.0	9.2	12	茂原市	117.4	12	柏市	96.1
白井市	96.7	13.7	13	山武市	117.0	13	富里市	96.0
芝山町	95.2	41.3	★14	佐倉市	115.3	14	流山市	94.8
柏市	94.9	4.3	15	銚子市	114.8	15	銚子市	93.4
我孫子市	94.8	8.9	16	四街道市	113.2	16	印西市	92.3
成田市	94.5	15.4	17	我孫子市	112.9	17	白井市	92.1
長生村	93.2	49.7	★18	八街市	112.0	18	芝山町	91.3
栄町	93.0	6.8	19	八千代市	111.7	19	野田市	90.8
袖ヶ浦市	91.3	16.8	20	松戸市	111.2	20	袖ヶ浦市	88.3
大網白里市	89.6	31.5	21	袖ヶ浦市	108.8	21	市原市	87.5
市川市	86.4	9.6	22	印西市	108.6	22	君津市	87.0
鎌ヶ谷市	85.8	17.1	23	市原市	108.1	23	成田市	81.3
野田市	81.7	11.2	24	白井市	107.3	24	市川市	80.9
木更津市	81.7	25.9	25	君津市	106.8	25	長南町	80.4
一宮町	81.4	64.0	★26	千葉市	106.4	26	鎌ヶ谷市	75.4
市原市	80.9	15.4	27	香取市	105.7	27	大網白里市	74.1
長南町	80.6	40.1	28	野田市	105.3	28	茂原市	62.3
神崎町	80.5	80.5	★29	習志野市	104.8	29	東金市	61.4
茂原市	79.7	37.4	★30	船橋市	104.3	30	香取市	58.2
君津市	76.8	14.2	31	多古町	103.0	31	木更津市	56.0
東金市	76.4	27.1	32	浦安市	102.8	32	長生村	54.9
八街市	75.2	47.0	★33	御宿町	101.9	33	八街市	41.9
長柄町	72.7	60.9	★34	いすみ市	101.5	34	九十九里町	30.7
睦沢町	67.9	61.0	★35	柏市	100.7	35	富津市	30.1
山武市	66.7	56.8	★36	流山市	100.3	36	多古町	28.0
九十九里町	66.3	50.3	★37	勝浦市	100.3	37	一宮町	20.1
いすみ市	64.7	64.7	★38	睦沢町	99.3	38	長柄町	19.4
白子町	63.6	44.4	★39	成田市	97.1	39	旭市	18.0
香取市	63.1	28.4	40	富津市	96.8	40	山武市	17.4
富津市	63.1	43.5	★41	東金市	95.2	41	館山市	16.5
御宿町	62.0	62.0	★42	鎌ヶ谷市	94.2	42	睦沢町	10.2
旭市	60.2	47.1	★43	一宮町	93.7	43	横芝光町	4.1
銚子市	59.9	7.2	44	東庄町	92.4	44	勝浦市	0.0
多古町	55.5	40.4	★45	市川市	91.0	45	鴨川市	0.0
勝浦市	54.8	54.8	★46	大多喜町	87.3	46	南房総市	0.0

横芝光町	53.7	51.0	★ 47	匝瑳市	86.0	47	匝瑳市	0.0
匝瑳市	53.5	53.5	★ 48	南房総市	85.3	48	いすみ市	0.0
東庄町	51.9	51.9	★ 49	旭市	83.0	49	神崎町	0.0
大多喜町	51.6	49.5	★ 50	木更津市	82.0	50	東庄町	0.0
館山市	48.5	36.3	★ 51	横芝光町	80.4	51	白子町	0.0
南房総市	48.4	48.4	★ 52	鋸南町	74.4	52	大多喜町	0.0
鴨川市	48.1	48.1	★ 53	館山市	65.4	53	御宿町	0.0
鋸南町	35.8	35.8	★ 54	鴨川市	65.1	54	鋸南町	0.0
54市町村	90.1	12.6		54市町村	103.9		54市町村	89.3

(20/47) (23/47)  
 全国平均 92.6 9.4

集合処理人口＝下水道人口＋集落排水人口  
 整備量に関する指数  

$$= [(R03汚水処理(集合処理)人口)/(2045年推計人口)] \times 100$$

★：浄化槽による整備割合が最も高い自治体(25自治体)

令和2年度末の浄化槽設置総数：548,173基(01/47)

うち浄化槽(合併)：255,752基(01/47)、みなし浄化槽(単独)：292,421基(03/47)

浄化槽の割合：46.7%(31/47) 全国平均は51.6%

新設浄化槽数：令和2年度が6,545基(03/47)、令和元年度が6,377基(04/47)

平成30年度が6,538基(04/47)、平成29年度が6,392基(05/47)

平成28年度が6,853基(04/47)、平成27年度が6,718基(05/47)

平成26年度が7,228基(04/47)、平成25年度が8,450基(04/47)

平成24年度が8,404基(02/47)、平成23年度が8,472基(03/47)

平成22年度が8,683基(02/47)、平成21年度が8,603基(03/47)

平成20年度が9,269基(03/47)

令和2年度の7条検査の実施率 77.3%(46/47、全国96.8%)

11条検査の実施率 12.7%(45/47、全国45.7%)

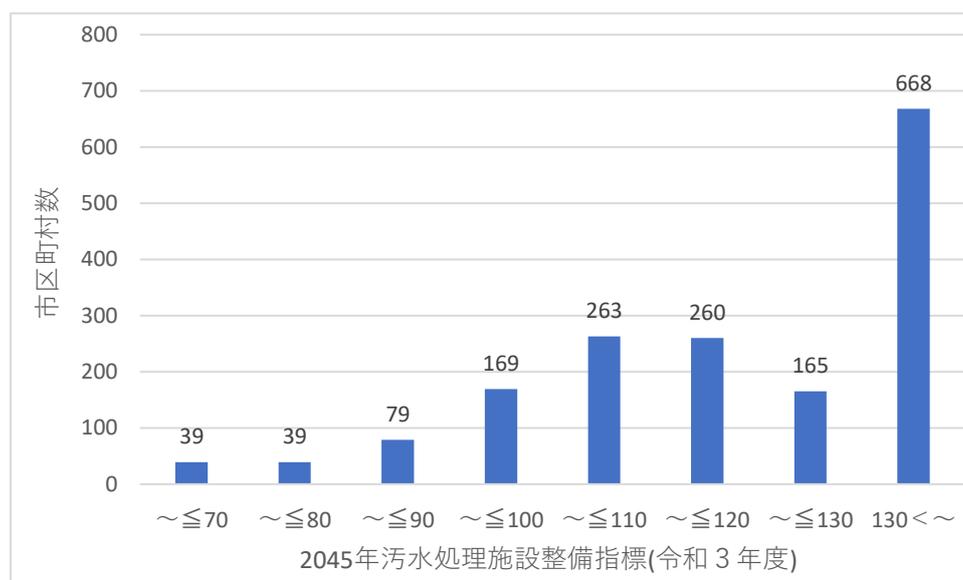


図-13 令和3年度末における2045年汚水処理施設整備指標の分布(1,682市区町村)  
 北海道鹿部町(37.3)～北海道歌志内市(348.7)

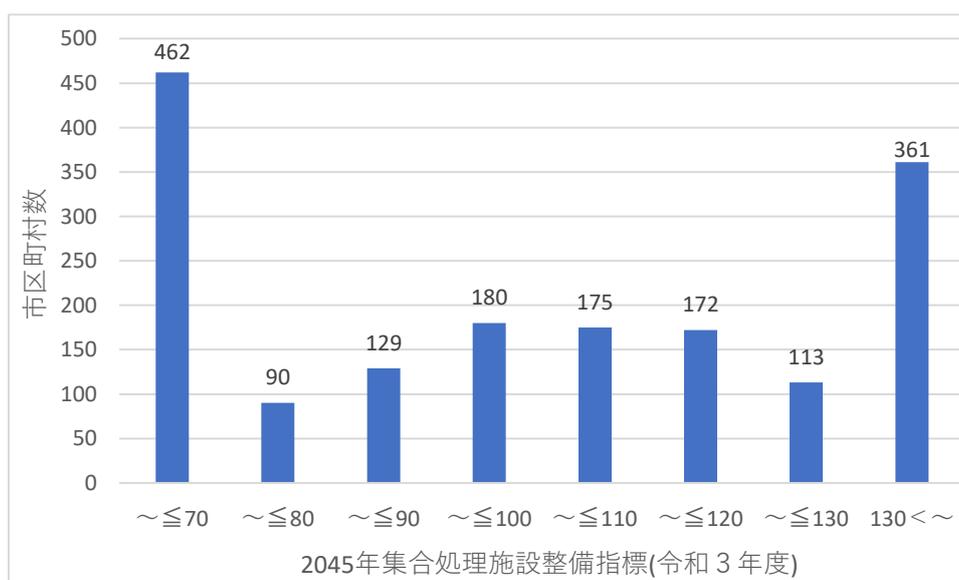


図-14 令和3年度末における2045年集合処理施設整備指標の分布(1,682市区町村)  
0は143市町村、長崎県五島市(0.3)～北海道歌志内市(348.7)

○ 次に、違った観点で現在の集合処理施設の整備状況を検証してみましょう。

人口集中地区(D I D)は、管渠の単位距離当たりの接続戸数が多い(集水密度が高い)ことから、従前から、個別処理施設に比べ集合処理施設の方が経済的に有利な地域、集合処理の「先取り区域」として、下水道施設が積極的に整備されています。

千葉県の各市町村ではどうか、令和2年度のD I D人口と令和3年度の集合処理人口を比較してみると、D I Dを有する33市町中22市町で100%超、D I Dを有しない21市町中10市町で集合処理施設が整備済と、54市町中32市町で浄化槽より経済的に有利である地区を越えて集合処理施設の整備が進められています。

表-29 D I D地区における人口及び面積の推移

	1970	1980	1990	2000	2010	2015	2020
D I D人口[千人]	55,997	69,935	78,152	82,810	86,121 83,510	86,868	88,286
D I D面積[km <sup>2</sup> ]	6,444	10,015	11,732	12,457	12,744 12,233	12,787	12,787
D I D人口密度 [人/km <sup>2</sup> ]	8,690	6,983	6,661	6,648	6,758 6,827	6,793	6,663
D I D人口が総人口に 占める割合[%]	53.5	59.7	63.2	65.2	67.3 68.3	68.3	70.0
D I D面積が総面積に 占める割合[%]	1.7	2.7	3.1	3.3	3.4 3.6	3.4	3.5
参考：下水道処理人口 普及率[%]	30	36	44	62	75	78	80

出所：2000年までは総務庁「国勢調査」をもとに国土庁計画・調整局作成、2005年は総務省の「平成17年国勢調査」で2000年における高齢者比は全域が17.3%、D I D地区が15.3%、非D I D地区が

21.3%である。2010年以降は総務省と国土交通省の資料

注1)2010年(平成22年)の下段は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値である。また、2010年の下水道処理人口普及率はこの3県を除いた値である。

注2)県庁所在地では、1970年から2010年にかけて人口が約2割増加、併せてD I D面積は倍増。今後は、急速に人口が減少し、2040年の人口は、1970年と同程度に減少する見込み。【出典：国土交通省、平成26年1月31日付け報道資料「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間取りまとめ(概要)】

注3)D I D人口が総人口に占める割合：都市化率

- 千葉県のD I D人口は4,823,612人(H27年4,621,956人)と、総人口に占める割合は76.8%(H27年74.3%)です。つまり、千葉県で集合処理が適しているのは80%までと考えられますが、令和3年度末の集合処理施設整備率は77.3%です。整備済みの集合処理施設について、経営計画や更新計画を作成する上で、人口減少や高齢化の影響をどのように組み込むのか、負のレガシーを残さないためには真剣に考えるべきときです。特に、令和2年度末の時点でD I D人口より集合処理人口の方が多く、かつD I D人口の減少傾向が続いている銚子市、茂原市、香取市、酒々井町、栄町などでは重要な課題です。

表-30 D I D人口に対する集合処理施設整備状況に関する指標

	集合処理人口(R03年度末)	D I D人口(R02国勢調査)	A/B	D I D人口		A/B
	A	B	%	R02-H27		%
千葉市	955,927	891,873	106.6	7,513	大網白里市	484.4
銚子市	27,779	27,900	99.6	-4,047	香取市	249.7
市川市	377,400	486,306	77.6	15,293	八街市	216.5
船橋市	583,739	617,424	94.5	20,124	栄町	198.8
館山市	5,500	14,169	38.8	-2,453	富里市	186.0
木更津市	75,726	102,312	74.0	3,956	東金市	172.6
松戸市	436,517	487,367	89.6	22,393	富津市	158.2
野田市	108,192	100,881	107.2	754	酒々井町	151.2
茂原市	37,073	32,027	94.7	-268	袖ヶ浦市	138.5
成田市	102,997	87,148	115.2	6,336	印西市	132.8
佐倉市	159,817	136,266	117.1	7,029	旭市	129.5
東金市	28,070	13,926	172.6	-517	四街道市	120.9
旭市	8,338	5,145	129.5	5,145	白井市	117.7
習志野市	167,287	175,993	95.1	8,702	佐倉市	117.1
柏市	390,717	390,336	100.1	24,669	成田市	115.2
勝浦市	0		-	0	野田市	107.2
市原市	177,515	174,608	101.4	-2,443	千葉市	106.6
流山市	189,610	182,632	103.8	28,853	君津市	105.8
八千代市	188,291	183,397	102.7	7,355	流山市	103.8
我孫子市	111,075	112,835	98.4	-653	八千代市	102.7
鴨川市	0		-	0	市原市	101.4
鎌ヶ谷市	75,371	100,480	75.0	6,236	柏市	100.1
君津市	51,159	48,154	105.8	194	銚子市	99.6
富津市	8,299	5,246	158.2	5,246	浦安市	98.6
浦安市	168,987	171,362	98.6	7,347	我孫子市	98.4
四街道市	84,755	70,102	120.9	6,293	習志野市	95.1
袖ヶ浦市	48,457	32,431	138.5	1,540	茂原市	94.7

八街市	18,982	8,769	216.5	-179	船橋市	94.5
印西市	89,293	67,246	132.8	17,699	松戸市	89.6
白井市	52,074	44,231	117.7	456	市川市	77.6
富里市	33,019	17,754	186.0	9,035	鎌ヶ谷市	75.0
南房総市	0	—	—	0	木更津市	74.0
匝瑳市	0	—	—	0	館山市	38.8
香取市	25,213	8,922	249.7	-518	山武市	過剰
山武市	4,884	—	過剰	0	多古町	過剰
いすみ市	0	—	—	0	九十九里町	過剰
大網白里市	26,703	5,142	484.4	-123	芝山町	過剰
酒々井町	18,981	12,553	151.2	-260	横芝光町	過剰
栄町	17,244	8,675	198.8	949	一宮町	過剰
神崎町	0	—	—	0	睦沢町	過剰
多古町	2,109	—	過剰	0	長生村	過剰
東庄町	0	—	—	0	長柄町	過剰
九十九里町	2,371	—	過剰	0	長南町	過剰
芝山町	3,735	—	過剰	0	勝浦市	—
横芝光町	634	—	過剰	0	鴨川市	—
一宮町	2,159	—	過剰	0	南房総市	—
睦沢町	475	—	過剰	0	匝瑳市	—
長生村	5,997	—	過剰	0	いすみ市	—
白子町	0	—	—	0	神崎町	—
長柄町	765	—	過剰	0	東庄町	—
長南町	3,063	—	過剰	0	白子町	—
大多喜町	0	—	—	0	大多喜町	—
御宿町	0	—	—	0	御宿町	—
鋸南町	0	—	—	0	鋸南町	—
54市町村	4,876,299	4,823,612	101.1	201,656	54市町村	101.1
R02年度	4,856,852	4,621,956	123.6	H27— H22		
H29年度	4,673,312	H27年の値		92,623		

○ 集合処理人口＝下水道人口＋集落排水等人口

○ 千葉県下の市町村では、令和4年4月1日現在、千葉市、銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、君津市、酒々井町、栄町、芝山町及び長生村の16市町村が立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている(全国では626都市)。なお、立地適正化計画とは、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

令和4年4月1日までに計画を策定・公表したのは448都市

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村：445都市

(千葉市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、酒々井町)

都市機能誘導区域のみ設定した市町村：3都市

○ 令和3年5月末時点で、651件の地域公共交通計画が作成され、257自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画を両方作成。

千葉県下では、東金市、鴨川市、君津市、八街市、南房総市、佐倉市、大網白里市、白井市、旭市、木更津市、富津市、市原市、柏市、山武市、香取市、館山市、長南町、大多喜町が作成済み(赤字は立地適正化計画も策定済み)。

**地域公共交通計画**とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月改正)に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

原則として、すべての地方公共団体において作成が必要。

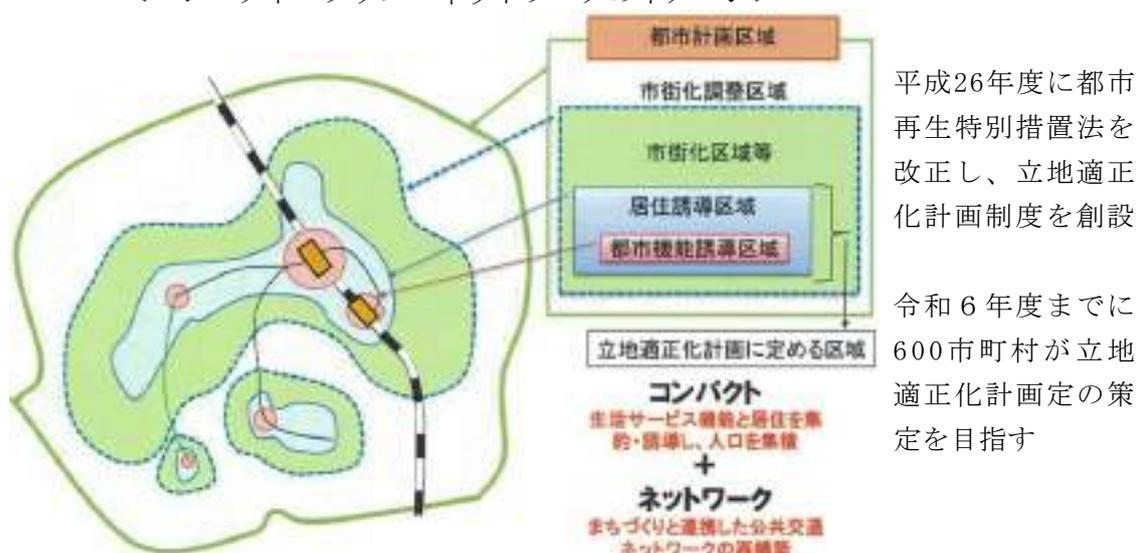
計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
  - コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
  - 公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ**
  - 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を最大限活用
  - MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
  - 法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議

+

- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化
- 地域公共交通と連携し、まちなかへ住まいや都市機能を誘導する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。
- 都市構造の集約化による公共交通の利用促進、自動車の移動距離の短縮等によりCO<sub>2</sub>排出量を削減。

<コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ>



- 千葉県全体のD I D人口は、平成7年が4,080,877人(総人口に占める割合70.4%)、平成12年が4,197,479人(同 70.8%)、平成17年が4,342,417人(同 71.7%)、平成22年が4,529,333人(同 72.9%)、平成27年が4,621,956人(同 74.3%)、令和2年が4,823,612人(同 76.8%)です。

表-31 国勢調査時におけるD I D人口と総人口に占めるD I D人口の割合の推移

D I D人口：人	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
千葉市	830,383	869,241	884,360	891,873
<b>銚子市</b>	<b>39,412</b>	<b>35,761</b>	<b>31,947</b>	<b>27,900</b>
市川市	455,300	463,083	471,013	486,306
船橋市	543,424	583,009	597,300	617,424
<b>館山市</b>	<b>18,857</b>	<b>18,076</b>	<b>16,622</b>	<b>14,169</b>
木更津市	83,389	86,585	98,356	102,312
松戸市	453,045	461,637	464,974	487,367
野田市	92,689	99,288	100,127	100,881
茂原市	32,789	<b>32,876</b>	<b>32,295</b>	<b>32,027</b>
成田市	65,479	74,379	80,812	87,148
佐倉市	126,524	128,815	129,237	136,266
東金市	13,261	13,931	<b>14,443</b>	<b>13,926</b>
旭市	<b>5,373</b>	<b>5,141</b>		5,145
習志野市	158,144	163,867	167,291	175,993
柏市	339,712	360,149	365,667	390,336
<b>勝浦市</b>	<b>5,527</b>	<b>5,291</b>		
市原市	170,244	176,117	<b>177,051</b>	<b>174,608</b>
流山市	131,518	139,597	153,779	182,632
八千代市	161,412	173,078	176,042	183,397
我孫子市	108,834	115,617	113,488	112,835
鎌ヶ谷市	87,737	91,887	94,244	100,480
君津市	<b>50,523</b>	<b>49,597</b>	<b>47,960</b>	48,154
富津市				5,246
浦安市	154,746	<b>164,570</b>	<b>164,015</b>	171,362
四街道市	58,869	58,872	63,809	70,102
袖ヶ浦市	29,461	30,615	30,891	32,431
八街市	9,079	8,713	<b>8,948</b>	<b>8,769</b>
印西市	40,305	42,529	49,547	67,246
白井市	33,403	36,170	43,775	44,231
富里市	9,997	9,400	8,719	17,754
<b>香取市</b>	<b>11,409</b>	<b>10,297</b>	<b>9,440</b>	<b>8,922</b>
大網白里市			5,265	5,142
酒々井町	12,770	<b>13,086</b>	<b>12,813</b>	<b>12,553</b>
栄町	<b>8,802</b>	<b>8,059</b>	<b>7,726</b>	8,675
計	4,342,417	4,529,333	4,621,956	4,823,612
都市化率：% D I D人口/総人口	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
千葉市	89.8	90.4	91.0	91.5
<b>銚子市</b>	<b>52.5</b>	<b>50.9</b>	<b>49.6</b>	<b>47.7</b>

市川市	97.6	97.7	97.8	97.9
船橋市	95.4	95.7	95.9	96.0
<b>館山市</b>	<b>37.3</b>	<b>36.7</b>	<b>35.0</b>	<b>31.4</b>
木更津市	68.2	67.0	73.3	75.1
松戸市	95.9	95.3	96.2	97.8
野田市	61.3	63.9	65.2	66.1
茂原市	35.2	35.3	36.0	36.9
成田市	54.1	57.7	61.6	65.6
佐倉市	73.9	74.8	74.8	80.8
東金市	21.5	22.6	23.8	23.9
旭市	7.6	7.4	0.0	8.1
習志野市	99.6	99.6	99.6	99.9
柏市	89.2	89.1	88.3	91.5
勝浦市	24.9	25.5	0.0	0.0
市原市	60.7	62.8	64.5	64.8
流山市	86.2	85.1	88.2	91.4
八千代市	89.3	91.2	91.1	91.9
我孫子市	82.9	86.3	86.2	86.5
鎌ヶ谷市	85.3	85.2	86.5	91.4
君津市	55.5	55.6	55.7	58.6
富津市	0.0	0.0	0.0	12.4
浦安市	99.6	99.8	100.0	100.0
四街道市	69.4	67.9	71.5	74.9
袖ヶ浦市	49.8	50.7	50.7	50.8
八街市	12.0	11.9	12.7	13.0
印西市	49.7	48.2	53.5	65.5
白井市	63.0	59.9	71.0	70.8
富里市	19.5	18.4	17.6	35.7
香取市	13.1	12.4	12.2	12.3
大網白里市	0.0	0.0	10.7	10.7
酒々井町	59.7	61.6	61.1	60.5
栄町	36.1	35.7	36.4	43.1

注) 都市化率とは、総人口に占めるD I D人口の割合。

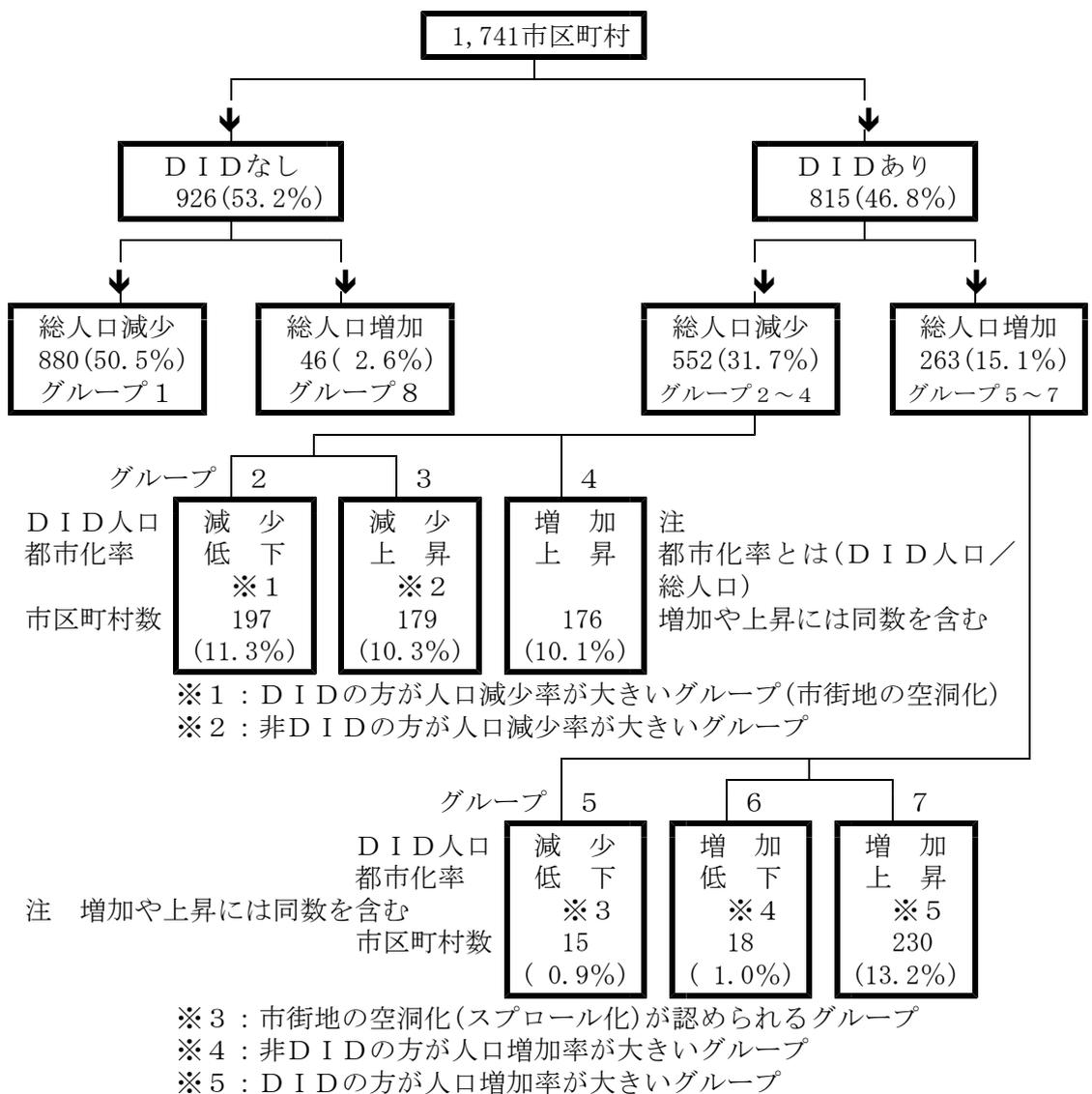
この値が経年的に低下するということは、人口が減少している自治体ではD I Dがその他の区域よりも人口減少率が高い、人口が増加している自治体では、D I Dよりもその他の区域の方が人口増加率が高いことを表しています。

- 都市計画区域外の人口は日本の総人口の5%だが、国土面積の73%を占める。

	都市計画区域	都市計画区域外
人口に占める割合	95%	5%
国土面積に占める割合	27%	73%
空き家率	6.5%	13.9%
立地適正化計画	作成可能	作成不可

【出典：財政制度等審議会歳出改革部会、社会資本整備、令和3年4月30日配付資料】

2010年から2020年までの10年間における総人口・D I D人口の増減状況



- 1 : 勝浦市など21市町村 (38.9%)
  - 2 : 銚子市、館山市、香取市、酒々井町の4市町 ( 7.4%)
  - 3 : 茂原市、東金市、市原市、我孫子市、君津市の5市 ( 9.3%)
  - 4 : 野田市、佐倉市、旭市、富津市、八街市、富里市、大網白里市、栄町の8市 (14.8%)
  - 7 : 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市の計16市 (29.6%)
- 総人口減 38市町村 (70.4%)
- 総人口増 16市 (29.6%)

「5」、「6」、「8」の3グループは、千葉県内では該当する市町村がありません。

図-15 平成22年から令和2年における市区町村別、総人口、地区別人口の増減状況

○ 以上のような検証結果から、2045年推計人口に対して施設整備が概成している千葉県下の各市町村で、持続性のある生活排水処理事業を行うためには、地域間の人口移動などにより予測値以上に減少する場合や高齢化の進捗などを考慮し、

①集合処理施設の事業認可済の整備事業の休止し、「洪水等の災害リスクエリアから居住の移転」、「集住の推進」や「都市機能の集約立地」など都市の再構築を目指した「都市計画」の見直し(立地適正化計画の作成)を行い、その結果に基づき集合処理区域の検討を実施する(処理区域の縮小を含む)。

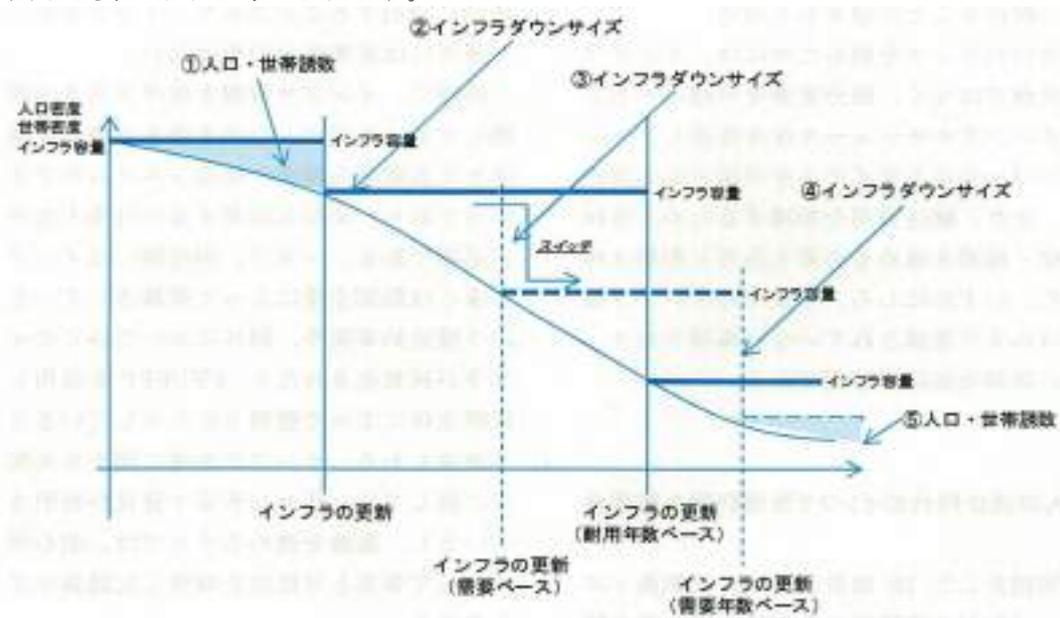
整備済み集合処理施設については

②効率的な維持管理計画(ストックマネジメント)あるいは

③機械・電気設備の更新に際し処理区域の縮小(ダウンサイジング)についても早急に検討するとともに、

④更新時期を迎えた特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設等の処理区域については個別処理(浄化槽)への切替え(有収水量密度が上昇する場合には他の集合処理施設に接続を検討)、

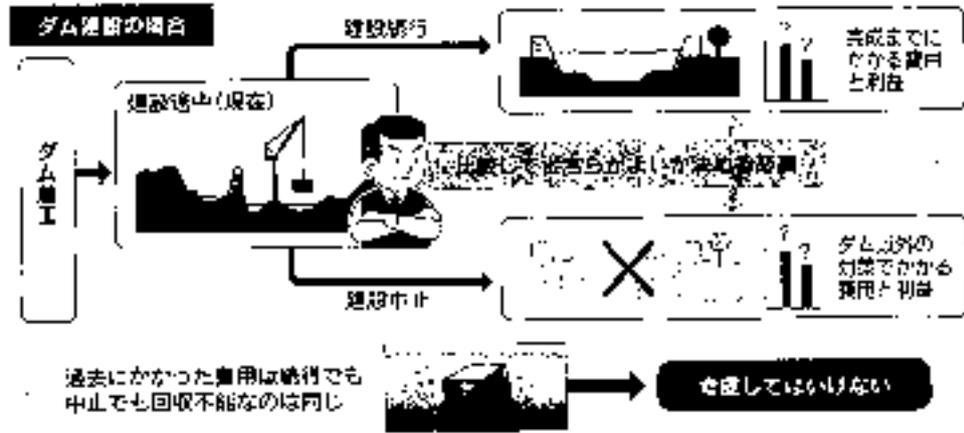
⑤未整備地域については積極的に浄化槽の整備、を図る必要があると考えられます。



図ー16 インフラと人口要因の期間マネジメント【出典：植村哲士ら、人口減少時代のインフラ整備論：計画と技術の観点から、第41回土木計画学研究会春季大会報告資料(2010)】

○ 極端に人口が減少する処理区域では、植田達弘氏が指摘されている(下水道協会誌、Vol. 45、No. 545、pp. 20~23、2008/03)、悲観的シナリオ、「考えられる改善策を実行したが効果が小さく、また、他事業、隣接自治体との合併も可能性がないなど、経営改善の見通しがまったく立たない状態、不良資産(サンクコスト)として抱えざるを得ない」が現実味をおびてきます。

- 平成26年8月5日付け日本経済新聞に「公共事業、なぜ中止にならない 過去の投資「もったいない」費用対効果 見極め冷静に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

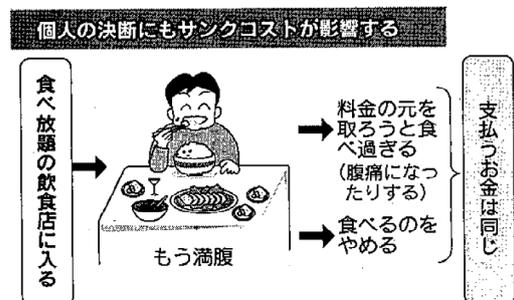


- 公共経済学に詳しい関西学院大学教授の上村敏之さん(42)に意見を求めた。  
「サunkコスト(埋没費用)とは、既に支払ってしまっても回収不能な費用のこと。ダム建設をそのまま進めて完成させても、中止しても、既にかかった費用が戻って来ないことには変わりはない。だから、事業を続けるか中止するか判断するときは、いくら巨額でもサunkコストを考慮に入れてはいけない、というのが経済学の考え方だ。

そのままダムを完成させるまでの工事など「追加でかける費用」と、ダムによる洪水防止効果や水道水の確保など得られる利益をきちんと計算し、中止したときのダムに代わる治水・利水対策の追加費用とその対策で得られる利益に比べ、メリットがあれば続けるのが正しい。「ところが往々にして、取り返せないサunkコストがもったいないからこのまま続けよう、と考えてしまう人が多い」と上村さん。

- 政策研究大学院大学教授の福井秀夫さん(55)にも話を聞いた。「地方の有料道路では完成した後もサunkコストにとらわれて、建設費を償還するため通行料金を取っていることが問題です。」本来、道路は建設前にきちんと費用対効果を分析し、メリットのあるものだけ建設すべきだが、実際には過大な需要を想定した甘い計画で建設してしまい、高額な通行料を設定して利用するクルマがほとんどないケースも多い。結局は建設費の償還も難しくなる。「それなら、もう造ってしまった道路の建設費はサunkコストなのだから、無料開放して補修費用は税金で負担した方が、利用するクルマが増えて利便性が高まります」

福井さんは、原子力発電所の再稼働問題でも反対派・賛成派の両方に「サunkコストの呪縛」があるとみる。「原発は立地費用が膨大だから発電コストは決して安くないという主張は、立地費用がサunkコストであることを無視している点で妥当性を欠きます。一方、すでにある原発を活用しないのはもったいないという主張も、今後のリスクも含めた追加的費用に見合う便益があるか、きちんと検証が必要です」という。



## (5) 汚水処理施設の更新について

### 1) 公的サービスの産業化(5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大)

【出典：経済財政諮問会議、令和3年12月23日「新経済・財政再生計画改革工程表2021―概要―」】

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、**公的サービスの産業化を促進**する。

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保－17）
- PPP／PFI推進アクションプランの推進（社資－9）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資－10）
- PPP／PFI推進のための地方公共団体への支援（社資－11）
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映（地財－1）
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進（歳出－1）

### 2) 令和2年度の経営比較分析表で、施設更新に関して特徴的な記述

経営比較分析表とは、公営企業の抜本的な改革(廃止・民営化・広域的な連携等)の検討や「経営戦略」の策定を強力に後押しするために、総務省の主導のもと、平成27年度(平成26年度決算)から各公営企業が策定・公表(見える化)を行うこととなりました。

これにより、経営の健全性や効率性、老朽化の状況などに関する各種指標について、経年的推移や他の地方公共団体との比較を行うことにより、各公営企業が自らの経営の現状や課題等を客観的に把握することが可能となりました。

そこで、公共下水道など集合処理型汚水処理事業を行っている事業体における**施設更新に対する方針**を明らかにする目的で、「令和2年度経営比較分析表」の全体総括部分の記述内容を調べてみました。

対象としたのは、全国3,106事業体(3,064+42流域下水道)です。

その結果、集合処理施設の更新に際し、11県の16市町村、計22事業体では、「**集合処理から個別処理への切換**」を決定済み(長崎県平戸市の農業集落排水処理施設のみ)あるいは検討を実施(21事業体)と記述しています。事業の種類別だと、

公共下水道：1事業体(長野県宮田村)

特定環境保全公共下水道：1事業体(石川県能登町)

農業集落排水：12事業体

漁業集落排水：2事業体

簡易排水：2事業体

小規模集合排水処理：4事業体 です。

#### ① 長崎県平戸市の農業集落排水施設

当該施設は、平戸市の中でも少子高齢化が進み単身世帯も多い地区にある。

供用開始後、加入率は60%台を推移しており今後も人口・加入者等の増加は見込めない状況にあり、使用料金改定の検討を行ったものの、全国平均に対し約2倍の料金設定となっている。このことから料金改定による収入増加が見込めず赤字運営の事業となっ

ている。このような事業運営形態にあることから令和元年度に最適整備構想における再編計画による改修案を基に将来的な人口減少も踏まえ事業廃止・継続の検討を行った。検討の結果、**令和12年度を目途に事業を廃止し、個別浄化槽処理への転換を図る方針を決定**した。事業廃止までの間、必要最低限度の管理経費に留め事業運営を図る。

## ② 長野県宮田村の公共下水道(農業集落排水施設も)

赤字経営が続いて資金が留保されにくい状況であり、将来訪れる大量更新時期に対する備えは不十分である。事実上、国の補助金や一般会計からの繰入金に依存した経営となっているが、そのことも踏まえて、持続可能で実現可能な更新計画の策定が必要である。過去における大量投資により構築した下水道というインフラを、未来に継続していくために現有資産を同じような形式で更新していくという計画では、人口減少社会でもある昨今の情勢を鑑みると、財政的に厳しくなることは目にみえている。地中に埋められている大量の下水道管渠を開削することなく更生・更新するような技術の開発にも期待する。また、**人口密度が薄い地域においては、下水道の区域から外して、合併浄化槽で対応するような抜本的な改革も検討**する必要がある。

## ③ 青森県黒石市の農業集落排水

現時点でも多額の一般会計繰入金に頼っており経営は厳しく、今後も人口減少が進み使用料が落ちるなど経営状況は更なる悪化が予想される。今後は**事業の存廃や合併処理浄化槽への切り替え**などといった、経営改善についての検討が必要である。

## ④ 山形県飯豊町の農業集落排水施設

処理施設の老朽化対策として、長寿命化など計画的な更新を検討し、料金水準適正化の検討、公債費抑制のため起債事業を精査しながら他会計繰入金の依存割合を小さくする必要がある。しかし、人口の減少、高齢化が進行している当町の状況にあってライフライン料金の値上げは行政サービスの低下に繋がりがかねず慎重にならざるを得ない。老朽化施設も多くかかえていることから、施設統廃合、**ダウンサイジング**、広域連携等持続可能な将来検討をしていく。集合処理方式と個別処理方式を比較した場合、汚水処理原価では**個別処理方式にその優位性が存在した。当町のような散居集落において今後生活排水処理事業を推進していくとき、経済的より優位な方法を更新時においても選択**していく。

## ⑤ 富山県上市町の農業集落排水

本町においては、収益的収支比率はここ数年60～70%前後で推移し、赤字が続いている状況である。人口が減少しているため収益の上昇は見込まれない半面、施設備品の更新が必要となってくるため費用の増加が見込まれる。また、汚水管渠の面的整備事業は終了しているが、施設利用率が常に50%程度なので、今後は近隣団体との広域連携や、**更新時期のサイズダウン、合併浄化槽への事業転換**等、事業継続のため根本的な検討をする必要があると思われる。

## ⑥ 石川県能登町の特環下水道(農業集落排水施設も)

類似団体と比較すると経費回収率など「経営の健全性」に関する経営指標は良い傾向となっている一方で、施設利用率など「経営の効率性」に関する経営指標は低いことがわかる。経営改善のためには、今後も引き続き戸別訪問など水洗化普及活動に努力し、

水洗化人口及び有収水量の増加を目指すとともに、将来世代の地方債償還金の負担の増大を考慮に入れながら、平成12年4月に供用開始した宇出津処理区について計画的に施設の長寿命化を図っていく必要がある。また恋路処理区については**合併浄化槽との比較を行いながら効率的な更新の検討**を行っていく。

#### ⑦ 長野県佐久穂町の農業集落排水施設

令和4年4月に、一つの農業集落排水が公共下水道接続となる。もう一つの農業集落排水については経費の観点から、公共下水道に接続することが困難なため、**処理施設の規模縮小または個別処理（合併処理浄化槽）を検討**していく。

#### ⑧ 長野県飯綱町の小規模集合処理施設

本町下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業の4つの事業からなります。令和2年度に地方公営企業法の財務適用等を適用して、4つの事業を1つの会計で運営しています。少子高齢化による人口減少が予測されることから、長寿命化対策及び処理水量に見合った**ダウンサイジングとするか個別合併浄化槽への事業変更とするか検討**する必要があります。しかし、**管渠の耐用年数が20年以上残っているため、処理場の長寿命化対策を優先する必要**があり、下水道事業会計の中で維持管理費や更新費用の財源を確保する必要があります。平成20年度に作成した生活排水処理区統廃合基本計画を見直す時期に来ています。

#### ⑨ 岐阜県高山市の簡易排水（小規模集合排水処理も同様な記述）

下水道ビジョン・経営戦略や下水道整備5か年計画に基づき、事業費の低減と平準化及び投資と財源の均衡化を図りながら経営している。社会情勢等の変化による影響を注視しつつ、将来計画の検証や**個人浄化槽方式への切替え**も含めた検討を進める。

効率性の高い処理形態への構築に向け、処理区域再編整備（既存施設の処理能力を活かした統廃合）を進める。法適用初年度であるため、今後の推移については翌年度以降の本表において分析が可能となるため、経営戦略と併せて活用し、健全な下水道財政運営に努める。

#### ⑩ 岐阜県瑞穂市の農業集落排水

農業集落排水処理施設としては、ほぼ平均的な施設であると考えます。しかし、当該処理区域の全域が、市街化調整区域に加え農業振興地域となっているため、新たな転入はほぼなく人口減少が顕著となっています。それに伴う汚水量や使用料収入が減少しており、長期的に単独事業での経営は困難であると考えております。そのため、将来的に**合併処理浄化槽に転換**する必要があるかと考えると、**個々の宅地面積が狭い集落であり合併処理浄化槽を設置することも不可能**であります。令和2年度から広域化・共同化の観点から他事業との経営統合や施設統合の検討を行っております。

#### ⑪ 岐阜県飛騨市の簡易排水（小規模集合排水処理も同様な記述）

簡易排水施設事業は、地形的に効率的な汚水処理を行うことが困難な地域の事業であり、総費用を使用料収入のみで賄うことは将来的にも不可能であるため、料金値上げも必要と考えられますが、飛騨市の下水道事業は平成23年度より料金が統一されており、下水道事業全体の経費回収率を考慮して適正な料金設定を行っていく必要があります。

今後も必要最低限の一般会計からの繰り入れを行いながら、維持管理費の削減に向けた取り組み等を行っていきます。また、施設利用率の状況等も踏まえ、施設の統廃合や**個人設置型浄化槽への転換**等、アクションプランに基づく事業の効率化についても検討した上で、今後の人口減少の影響を考慮した長期的な『経営戦略』を農業集落排水施設事業及び小規模集合排水処理施設事業と併せ、平成29年3月に策定しており、令和4年3月には見直しすることとしています。

⑫ 岐阜県下呂市の農業集落排水(小規模集合排水処理も同様な記述)

人口減少により、有収水量・水洗化率が減ると共に基金が枯渇したなかで、老朽した施設の更新や耐震化に取り組むこととなる。効率的な投資・運営を心がけるほか、厳しい財政状況下にある一般会計に過度に依存しない経営を確立するため、使用料改定を含む財源の確保に向けた検討を進めている。また、10施設の内比較的規模の小さい5施設は**合併浄化槽への転換**も含め検討中である。

⑬ 岡山県高梁市の農業集落排水施設

初期投資に係る企業債は使用料収入及び合理的な範囲内における繰入金により償還している。収入については、利用者増加が見込めないことから、人口減少に伴い使用料収入も減少する見込みである。一方、現状では施設等の大幅な老朽化は認められないが、今後は経年劣化により修繕が増加することが確実である。収支改善の見込みはない。

令和2年度に地方公営企業法の適用を開始し、経営戦略の見直しを実施する予定であるが、大幅な収支改善の見込みが薄いことから、**浄化槽事業への転換**等、事業継続の在り方について検討する必要がある。

⑭ 山口県上関町の農業集落排水施設(漁業集落排水施設も)

今後も人口減少による使用料収入の減少や施設の更新、修繕費用の増加が見込まれる。**更新予定施設のスペックダウン**の検討や施設の長寿命化に取り組む経費の削減に努めると同時に、**集合処理から個別処理への切り替え**等も視野に入れ今後人口減少が進んでも持続可能な汚水処理方法を模索・検討する必要性が出ている。

⑮ 大分県豊後高田市の漁業集落排水施設

事業の開始時において、全体計画人口を240人としましたが、過疎化によって処理区域内の人口が大幅に減少したため、過大な設備投資となっています。少しでも収入を確保するため、令和2年度から使用料の引き上げを行い、他の下水道事業と料金体系を統一しました。今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新時期等を迎えるにあたって、**個別合併処理浄化槽への切替**等、地域の実情に合わせて汚水処理方法を検討する必要があります。

⑯ 鹿児島県徳之島町の農業集落排水

事業規模が小さく、事業地域が過疎化高齢化が進む地域であることから、適切な使用料収入の確保が難しく、汚水処理費用の削減も難しい状況である。今後、民間委託・**合併浄化槽への移行**等の検討が必要である。

### 3) 下水道処理区域内への合併処理浄化槽の設置提案について

#### 下水道整備区域内に浄化槽を

【出典：第10回市町村の下水道事業を考える首長懇談会、下水道協会誌、Vol. 54、No. 652、pp. 48～58、2017/02】

富士谷英正市長(滋賀県近江八幡市)

・・・略・・・

これからの自治体経営というのは、名張市長が言われたように、人口減少は誰しも否定することはできません。それに対応して財政的にどのような運営をしていくのかということと考えますと、瞬時に費用が要るのはやむを得ないけれども、エンドレスで費用が要るようなところにメスを入れるのが普通ではないかという観点から、ごみの問題、それと合わせて下水道。これをどうやっていくのかということ<sup>を</sup>を常々考えているわけでありませう。

下水道の場合、人口減少もさることながら、地震、災害です。一番弱いのは下水道だと思っております。送水管も問題でしょうけれども、我々が入っています湖南中部というところは、琵琶湖の中に人口島をつくって、その上に処理施設をつくっております。地震が来たときに処理施設が倒壊したら全然使えない。公共下水道の場合は流域に入っていますから、処理施設が仮に倒壊したら全部使えなくなりますということを含めて、地域の皆様方と話し合いをいたしました。今うちは、公共下水道の計画地はほとんどやめて、合併処理浄化槽、面的整備に切り替えているという状況でございます。

そこで問題は、それぞれの自治体が言われていますように、起債をしておりますから、まだ金利の高いところがございます。わずかな基金は預金しておりますけれど、今はゼロ金利ですから、ほとんど利子につかない。一方、償還のほうの金利はまだ4%台がある。これは何とかしてもらわないと、政府が政策的にやったことで自治体が非常に対応に苦慮しているわけでありませう。これは国を挙げて対応策を考えていただきたい。是非これはお願いしたいというのがまず1点目でありませう。

それとあわせて、償還金と交付税でいただくのには差があります。その差をなくしていただきたい。人口減少の農村部のところはほとんど合併処理浄化槽がいいと思っております。農排水も公共下水道につないでくれと言われておりますが、それより合併処理浄化槽をやたらどうですかということ、農排水のところも説明にいつているという状況でありませう。

公共下水道が完備されているところであったとしても、できれば合併処理浄化槽を希望される人はそれを認めていただけるような法律の改正をしていただけないかというのが2つ目です。・・・略・・・

### 下水道処理区域内への合併処理浄化槽の設置提案について

【出典：国土交通省の資料】

#### 1. 建築基準法と下水道法の関係について

下水道法において、排水区域内においては下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならないという義務が課せられており、これを前提として、建築基準法第31条(便所)第1項では、処理区域内においては便所は公共下水道に連結した水洗便所としなければならない旨を規定している。

#### 下水道法第10条第1項

公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(排水設備)を設置しなければならない。  
ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

#### 建築基準法第31条第1項

下水道法に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

→  
(※処理区域は排水区域のうち、排除された下水を終末処理場において処理することができる区域)

#### 2. 建築基準法第85条について

- 建築基準法第85条では、**災害時**における応急仮設建築物に対する制限を規定しており、同法第31条第1項は**適用除外**とされる。
- 建築物には建築設備(浄化槽、排水管等)が含まれるため、仮設の建築設備のみを応急仮設建築物として扱うことができる。したがって、小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても同法85条が適用されないわけではなく、**災害時**に公共下水道に接続しない**合併処理浄化槽**を使用することは可能。

### 災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて

【出典：国土交通省住宅局建築指導課長通知、国住指第4338号、平成29年3月23日】

#### 災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築設備については、従来から災害・事故を踏まえた技術基準の見直しを行ってきたところですが、避難所等に設ける合併処理浄化槽等の建築設備について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条第1項又は第2項の運用に関し、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、必要事項について下記に留意するよう、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴殿におかれましては、貴管内の特定行政庁及び特定行政庁以外の市町村並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター並びにその他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

#### 記

#### 1. 建築設備に対する法第85条第1項又は第2項の適用について

建築設備は、法第2条第3号に規定するとおり、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を指しており、また、同上第1号において、建築物は建築設備を含むものと規定している。このことから、災害があった場合における法第85条第1項又は第2項の適

用にあっても、これらの建築設備は応急仮設建築物に含まれる。また、**合併処理浄化槽のみを応急仮設建築物として設けることが可能**である。

2. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽と法第31条の規定の関係について

災害があった場合において、避難所等の災害時の汚物処理の設備として法第85条第1項又は第2項の規定が適用される**合併処理浄化槽を設ける場合は**、法第31条は適用外となる。この場合においては、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内であっても、法第85条第1項又は第2項を適用して設ける合併処理浄化槽は、**公共下水道に連結しないで使用することは可能**である。

なお、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることも可能である。この場合、

- 排水管を災害時以外は公共下水道に接続し災害時のみ合併処理浄化槽に接続するといった災害時に合併処理浄化槽を使用するためのバルブ切替動作等工事を伴うもの、又は、
- 合併処理浄化槽の処理水を公共下水道に放流するもの

であること。また、このように下水道処理区域内においてあらかじめ合併処理浄化槽を設ける場合には、各市町村の下水道部局と、必要事項について事前に調整しておくことが望ましい。

3. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽を設ける際の留意事項について

避難所等において災害時に合併処理浄化槽を使用する場合には、避難所の想定収容能力に応じた槽を設けることとし、当該槽の汚物処理能力を超えないようにはいりよすること。

### 災害時生活排水処理槽を備えた住宅に係る下水道法の取扱い

【出典：経済産業省、災害時生活排水処理槽を備えた住宅に係る下水道法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～、平成29年8月4日公表】

#### 【本件の概要】

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

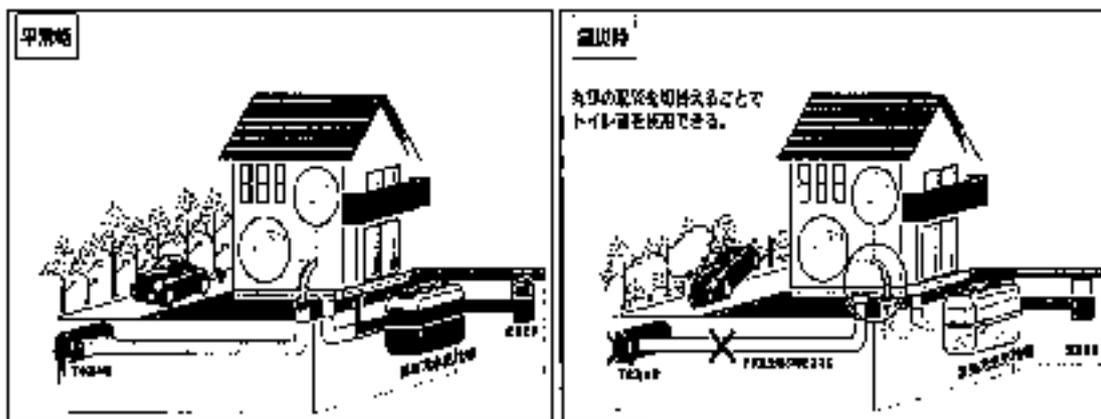
今般、住宅建設時に**災害時生活排水処理槽を雨水貯留槽**として埋設し、仮に震災により公共下水道の使用が不可能となった場合でも、地上に設置してあるフレキシブル管を公共下水道から災害時生活排水処理槽に切り替えることで、平常時と同様にトイレ等の生活排水の処理を可能とする住宅を開発した事業者より、**下水道法に関する照会**がありました。

具体的には、災害時生活排水処理槽への切り替えを可能とするため、**公共下水道の使用が不可能な状態になってから可能となるまでの間という条件の下**、住宅の所有者が事前に下水道法第10条第1項の許可により、排水設備設置義務の免除を受けることができるかを

照会するものです。

関係省庁が検討を行った結果、照会のあった事業においては、**具体的な許可の内容については公共下水道管理者の判断に委ねられるものの、同管理者が必要と認める要件を満たせば、震災発生前に許可を受けることは可能**であり、当該許可を受けた場合、本件事業を実施することは可能である旨の回答を行いました。

これにより、震災時における地域の衛生環境の確保や生活の質の向上につながるとともに、今後の震災時を想定した住宅開発の可能性が広がることが期待されます。



## 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規則の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります)。

## 4) 汚水処理施設の統廃合

### 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数

- 経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版(平成29年12月諮問会議決定)において、**2022年度**までの広域化を推進するための目標として、「**汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数**」が設定されたところ。

下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

統廃合の工事完了、及び工事着手を含む。これを踏まえ、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省は、下記のとおり目標を設定した。

平成29年度から平成34年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数

(※ 汚水処理施設の統廃合の取り組む地区数とは、統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと。)

- ◎ 目標値：450地区

(450地区のうち、380地区では統廃合の工事完了、70地区では工事着手を目標とする。)

(参考1) これまでの実績と目標値の関係

	平成28年度末までの実績	平成29～34年度末までに取り組む目標値	(参考)平成34年度末までに取り組む目標値
計	740地区	450地区	1,119地区
工事完了	669地区	380地区(平成28年度末までに工事着手した71地区を含む)	1,049地区
工事着手	71地区	70地区(工事完了は平成35年度以降の目標とする)	70地区

(参考2) 平成28年度末時点での汚水処理施設数：7,882カ所  
 (内訳) 下水処理場：2,157カ所、農業集落排水：5,042カ所  
 漁業集落排水：402カ所、その他(コミプラ)：281カ所

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会第3回配付資料(平成30年8月20日)】

- 経済・財政再生計画改革工程表2020改訂版(令和2年12月18日会議資料)において、地方行財政改革等の分野において「水道/下水道の広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み」として「都道府県が2020年度までに策定する水道・下水道の広域化計画の中に、システム標準化等を含むデジタル化及びPPP/PFIの推進など民間活用に関する事項の盛り込み。上下水道の広域化について、2019年度末異時点では水道は571団体、下水道は313地区となっており、2022年度までに、水道は650団体、下水道は450地区とすることを目指す。」と記述されています。

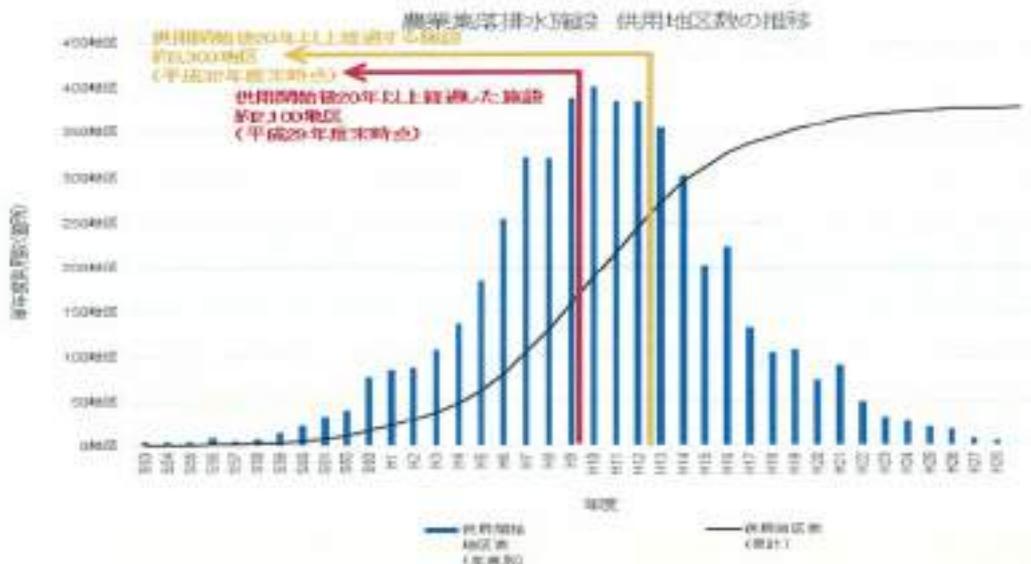


図-17 農業集落排水施設の供用地区数の推移

- 農業集落排水施設は平成9年～平成14年に供用開始された地区数が多く、農業集落排水の処理場(機械電気設備)は一般的に20年以上経過した時点より更新するケースが多いことを踏まえると、約7割が今後3年程度で更新期に直面するものと推計される。  
 供用中の農業集落排水施設数は全国で約5,000施設。うち、平成29年度末時点で供用開始後20年以上経過した施設(要更新施設)は約2,100施設、今後3年で更に要更新地区となる数は約1,200地区(平成32年度末時点で約3,300地区)

## 下水道と農業集落排水施設等との接続事業の実施状況(平成28年度末)

【出典：国土交通省、平成29年8月23日付け報道資料「平成28年度末の汚水処理人口普及状況」】

平成27年度

- |                              |              |   |         |
|------------------------------|--------------|---|---------|
| ① 下水道を廃止し農集集落排水に接続した箇所：      | 2カ所          | ← | 1       |
| (山形県鶴岡市羽黒西部処理区&新潟県胎内市荒井浜処理区) |              |   |         |
| ② 農集集落排水を廃止し下水道に接続した箇所：      | 307カ所(42道府県) | ← | 250(40) |
| ③ 漁業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所：      | 28カ所(14県)    | ← | 23(11)  |
| ④ 林業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所：      | 1カ所(1県)      | ← | 0       |
| 計                            |              | ← | 274(40) |

接続事業の実施箇所数の多いのは、新潟県が38カ所で最多、次いで長野県が35カ所、滋賀県が29カ所、兵庫県が27カ所、富山県が24カ所、秋田県が14カ所、岩手県が13カ所、石川県が12カ所、島根県が11カ所、鳥取県が10カ所の順です。

千葉県では、下記の2地区

農業集落排水施設：袖ヶ浦市の「松川地区」、

千葉市の「平山地区」

アンダーラインは供用開始箇所

## 汚水処理施設の統廃合について

【出典：2017年9月号月刊浄化槽(No. 497)の巻頭言】

平成29年3月に総務省から発表された「公営企業の経営のあり方に関する研究報告書」では、『公営企業で実施されている事業ごとの特性に応じて**事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用**という4つの方向性を基本として抜本的な改革を検討した結果、下水道事業は、住民生活に欠かせない公共性の高い事業であることから、引き続き公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高い事業と結論づけ、事業の現状と課題を踏まえると、各事業者は、適切な汚水処理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」や指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式などの「民間活用」を抜本的な改革として、検討することが必要である』と示されています。

確かに、同じネットワーク事業である水道事業では「広域化」に関する検討が各地で進んでいますが、総費用に占める元利償還費の割合が水道事業が4割であるのに対し下水道事業では7割と、**費用構成が大きく異なる**ことから水道事業ほどの経営改善効果が期待できません。また、以下に示すような観点からも、既設の集合処理施設は統廃合ではなく集水区域のスマートな縮小や個別処理への切り替えが必要なのではないでしょうか。

まずは、平成27年度における**住宅の再建築率が8.4%**と低く、有収水密度が維持される可能性が低いこと。住宅の再建築とは既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいい、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合を再建築率と定義され、その全国値は、昭和63年度の22.7%から減少傾向を示し平成26年度からは10%を割り込んでいます。

2点目に**集合処理施設の整備は既に過剰**であること。例えば、「人口集中地区(DID)の総人口に占める割合」と「下水処理人口普及率」を比較すると、2015年ではDID人口

割合の68.3%に対し77.8%と約10ポイントも高い値で、このような逆転は2005年から始まっています。さらに都道府県別にみても、下水処理人口のみでは39都道府県、農業集落排水施設等を合わせると42都道府県では、既に集合処理施設の処理人口がD I D人口よりも多くなっています。当然、将来推計人口に対しても過剰で、平成27年度末時点の整備量は、2040年推計人口に対して集合処理施設のみで0.96倍、浄化槽も含むと全体で1.07倍と全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態で、未整備区域では個別処理を選択し、集合処理区域では拡大から縮小にカジを切り替える時期に至っています。

3点目は下水道使用料による経費回収率があまりにも低く、経営に持続がないこと。例えば、平成27年度における集合処理施設の経費回収率100%以上は、公共下水道が267事業者(全体の22.8%)、特環下水道が95事業者(同13.2%)、農業集落排水施設等が60事業者(同5.0%)、合わせて422事業者と総数の13.6%で、特に事業規模が小さい特環下水道や農業集落排水施設等では使用料収入より多額の他会計からの操出に頼っているが現状です。なお、平成18年度から「分流式下水道等に用する経費」が新設されましたが、当該操出しは不採算経費に対するもので、経営状況をより明確化するための指標である経費控除前の経費回収率で100%以上は、公共下水道が104事業者(全体の8.9%)、特環下水道が14事業者(同1.9%)、農業集落排水施設等が8事業者(同0.7%)、合わせて126事業者と総数の4.1%でしかない状況です。平成27年度における不採算経費の総額は4,588億円、代替手段のある汚水処理の分野で、同じような失敗を繰り返すことはできないのではないでしょうか。

最後に、下水道サービスの継続的な提供を目指すためには、既設の集合処理施設の更新を個別処理に切り替えるという選択を市町村がしやすくする必要があり、補助金等適正化法の改正はもちろんのこと、地元浄化槽関連業界が一体となってその受け皿(例えば窓口の一元化やICTの導入など)を整えることも急務と考えます。

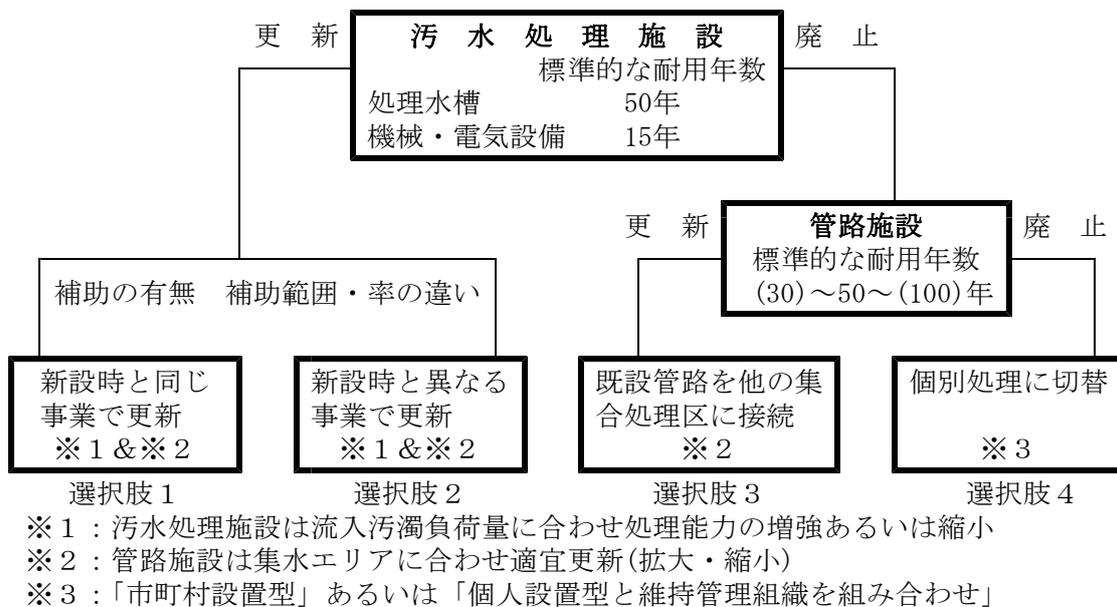


図-18 下水道サービスを持続的に提供するための選択肢の例

### 【費用構成比の状況(平成26年度地方公営企業決算状況調査)】

- 下水道事業は、多額の初期投資を必要とし、また、その回収に長期間を要する事業の性質上、他の公営企業と比べ、資本費(減価償却費、支払い利息等)が大きなウェイトを占めている。今後、施設の老朽化に伴う更新時期を迎えるため、資本費は引き続き大きなウェイトを占めることが見込まれる。

表-37 各公営企業における費用構成比の状況(平成26年度)

	職 員 給与費	支 払 利息	減 価 償却費	動力費	修繕費	受水費	原材 料費	その他
全 事 業	24.9	6.6	27.1	2.4	3.7			35.3
下 水 道	4.6	15.3	54.8	3.4	3.2			18.7
水 道	11.4	6.8	36.1	4.8	7.5	14.2		19.3
工業用水道	10.9	7.3	45.1	7.6	4.2			24.9
交 通	26.1	13.1	35.6	5.0	6.5			17.8
電 気	52.4	4.3	27.6	0.2	15.3			27.9
ガ ス	7.7	2.0	13.8		2.7		64.4	9.5
病 院	46.1	1.8	7.6		0.8		19.8	23.9

【出典：公営企業の経営のあり方に関する研究会第3回目(平成28年6月30日)の配付資料3】

- 平成29年度の**管理運営費に占める資本費の割合は、法適用では約7割、法非適用では約8割**に達する。維持管理費のうち変動費(動力費、薬品費)は、法的では2.8%、法非適用では1.5%に過ぎない。処理区域内人口密度別にみると、法適用、法非適用いずれも概ね人口密度が低くなるにつれ資本費割合が増加する。【出典：国土交通省、人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会、令和元年8月2日配付資料】

### 住宅着工統計による再建築状況

【出典：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室、住宅着工統計による再建築状況(令和2年度分)、令和3年8月31日】

- 再建築及び再建築率の定義

住宅の再建築とは、既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいう。なお、住宅以外の事務所・工場等の建築物を除却して新設される住宅や住宅の除却後であってもすぐに着工されない住宅はこの調査における再建築には該当しない。

再建築率とは、**全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合**をいう。

表-38 再建築率の経年的推移

	総 数			利用関係別再建築率：%		
	新設住宅 着工戸数 A	再 建 築 戸 数 B	再建築率 % B/A	持 家	貸 家	分 譲
昭和63年度	1,662,616	377,583	22.7	32.4	22.7	6.8
平成元年度	1,672,783	375,393	22.4	33.1	22.2	6.6
平成10年度	1,179,536	233,519	19.8	31.7	16.2	7.0
平成20年度	1,039,180	111,734	10.8	18.4	10.6	1.9
平成30年度	952,936	72,008	7.6	10.6	9.5	1.4
令和元年度	883,687	62,414	7.1	9.5	9.8	0.8
令和2年度	812,164	47,152	5.8	7.7	7.9	0.9

表一39 都道府県別、再建築率（総数）の推移

	総 数				持 家			
	平成 18年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 18年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
北海道	4.9	1.2	1.1	0.7	9.0	1.5	1.3	0.9
青森県	16.6	8.0	7.3	5.5	24.7	11.8	10.5	8.9
岩手県	12.5	5.6	4.9	4.9	20.4	6.9	7.4	6.3
宮城県	14.3	6.2	6.6	6.5	24.6	10.0	11.0	8.9
秋田県	20.7	11.2	11.0	9.8	31.6	15.8	15.0	12.7
山形県	22.7	13.8	11.8	11.5	33.6	20.2	17.4	15.7
福島県	16.5	7.7	7.6	7.9	23.0	9.9	10.5	9.7
茨城県	10.1	9.9	7.2	7.1	17.9	12.8	11.8	10.1
栃木県	10.7	11.0	9.3	8.0	18.5	15.0	13.6	12.3
群馬県	10.3	9.3	8.0	6.7	14.4	8.3	8.2	7.9
埼玉県	13.0	8.0	8.8	7.4	27.1	14.0	12.3	10.4
<b>千葉県</b>	<b>8.9</b>	<b>5.8</b>	<b>6.0</b>	<b>4.7</b>	<b>22.0</b>	<b>9.6</b>	<b>9.8</b>	<b>7.6</b>
東京都	17.1	11.3	10.4	8.7	36.4	22.6	19.9	15.0
神奈川県	12.7	10.9	10.2	8.2	25.7	17.2	15.4	12.7
新潟県	15.8	7.7	7.2	5.6	27.5	12.4	11.4	9.1
富山県	10.8	6.3	5.6	3.2	20.6	9.2	6.7	5.6
石川県	6.4	4.7	3.5	3.4	10.8	6.4	4.4	4.3
福井県	10.6	7.1	7.0	5.1	19.8	10.4	8.9	5.7
山梨県	10.7	8.7	5.7	6.6	15.7	7.3	6.7	7.2
長野県	13.0	7.7	7.7	6.4	19.9	8.9	7.9	6.5
岐阜県	11.7	7.4	6.3	5.6	19.5	8.9	8.5	7.4
静岡県	12.6	9.3	8.0	6.8	20.7	10.4	9.1	7.3
愛知県	9.0	8.3	7.4	6.4	18.7	11.9	9.9	7.7
三重県	6.5	6.4	6.4	4.2	13.2	7.7	6.9	4.9
滋賀県	11.8	6.9	7.4	5.6	21.4	10.5	10.3	7.9
京都府	10.0	6.0	5.2	4.5	21.6	12.0	10.6	7.3
大阪府	6.5	4.1	4.7	2.3	24.2	15.4	14.4	7.6
兵庫県	9.3	9.3	8.7	5.7	19.7	12.9	11.5	10.4
奈良県	10.6	9.3	5.3	5.6	25.2	16.2	9.7	9.1
和歌山県	11.1	6.2	6.1	4.2	13.6	7.9	8.4	5.5
鳥取県	9.9	4.1	4.5	2.9	16.7	3.9	4.2	2.9
島根県	10.3	3.6	2.9	4.2	18.8	3.3	3.8	2.7
岡山県	8.1	8.2	6.0	4.6	11.8	5.5	4.4	3.0
広島県	9.4	6.7	5.6	3.6	16.4	6.8	5.1	4.4
山口県	6.7	6.8	5.3	4.6	11.9	4.0	3.9	2.9
徳島県	12.1	6.9	7.3	5.5	17.6	12.3	9.6	6.8
香川県	6.8	2.9	1.8	1.9	11.8	3.1	3.1	2.6
愛媛県	9.2	3.2	2.8	2.2	13.4	4.2	3.4	2.6
高知県	7.8	5.7	7.6	5.3	14.4	11.2	10.5	8.8
福岡県	6.4	3.1	2.0	2.8	14.1	4.7	3.1	2.6
佐賀県	12.2	7.3	5.8	5.8	26.0	11.8	10.5	8.0
長崎県	11.2	6.2	4.6	4.3	17.3	7.5	6.8	6.2
熊本県	7.4	1.4	1.7	2.7	14.2	2.5	3.0	3.4
大分県	5.9	1.9	5.3	1.3	10.6	2.5	3.1	1.4
宮崎県	11.6	3.5	7.4	5.6	14.6	3.0	3.5	2.8
鹿児島県	6.0	3.1	1.3	1.5	7.8	3.5	2.1	1.6
沖縄県	15.7	11.9	11.2	12.6	13.6	14.9	13.4	10.8
全 国	11.0	7.6	7.1	5.8	20.4	10.6	9.5	7.7

## 5) その他

### 財政制度等審議会(財政制度分科会歳出改革部会)

- 令和元年5月22日付け日本下水道新聞に「人口減踏まえた整備を 財政審歳出改革部会 社会資本のあり方論点に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会の会合が16日に開かれ、長期的な視点に立った社会資本整備のあり方が議論になった。

提出資料では、将来的な**人口減少を前提とした維持管理、更新**が必要だとしている。

特に地方部での人口減少が顕著になるとし、2050年までに現在居住者がいる地域のうち、約半分で人口密度が50%以上低下し、約20%が無居住化する可能性があるとした。

その上で、社会資本の老朽化対策は「現在の社会資本の規模を維持した場合において、**予防保全に基づく管理を行ったとしても、将来の維持管理・更新費は増加することが想定**」「人口が減少するため、**1人当たりにかかる費用については増加が見込まれる**」として、新技術の活用など「**不断の努力**」が必要だとした。建設後50年以上経過する下水道管渠の割合は2023年に全延長の約8%、2033年には約21%に達すると推計されている。

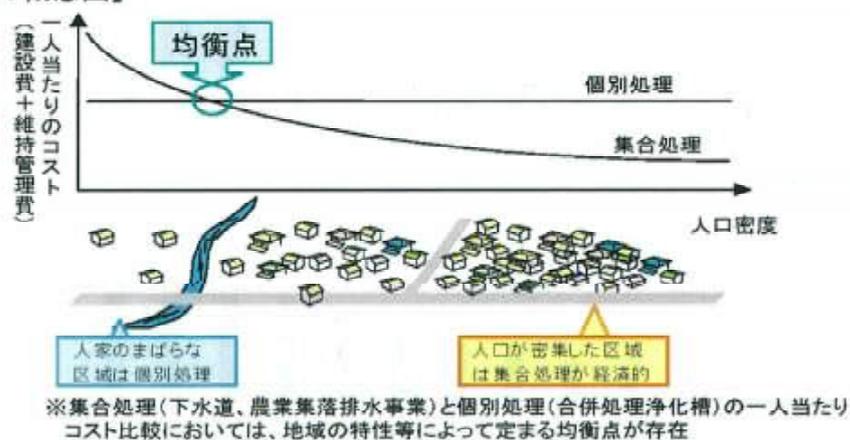
人口減少下での汚水処理施設整備については、**人口密度が低下すればコスト的には個別処理が優位になるとし、これらを考慮した整備・更新の必要性に言及**した。

【出典：財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(増田寛也部会長)、令和元年5月16日の配付資料(社会資本整備)】

#### 人口減少下での汚水処理施設の整備

- ☆ 下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。
- ☆ 人口密度に応じ、**個別処理と集合処理のコスト優位性が変化**するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、**汚水処理体制の整備・更新**を行っていく必要。

#### 【コスト比較の概念図】



(出典)国土交通省作成資料

図-19 個別処理と集合処理におけるコスト比較の概念図

- ☆ 将来の整備のあり方
  - ◆ 人口減少・節水技術の進化に伴い、処理すべき汚水量は今後減少の見込み。
  - ◆ 人口密度が低下すると、下水道よりも浄化槽の方が1人当たり処理コストが低下す

ることとなる。

### 各地域における人口減少の推計(国土交通省国土政策局 H30推計)

☆ 全国の1 km 四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。沖縄県等の一部地域を除き、人口の増加が見られる地域は都市部に限られる(増加は3.1%のみ)。なお、平成27年国勢調査時点の居住地域は国土の約5割。

### OECD対日経済審査報告(2019年版)での分析

☆ 人口の少ない地域で大規模な公的資本を保有していると、そこでの住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うことになる。1人当たりの公的資本のメンテナンスコストをみると、都道府県の間で大きな地域差が生じている。こうしたデータは、人口が減少する地域では、現在の公的資本の水準を維持することが難しいことを示唆している。

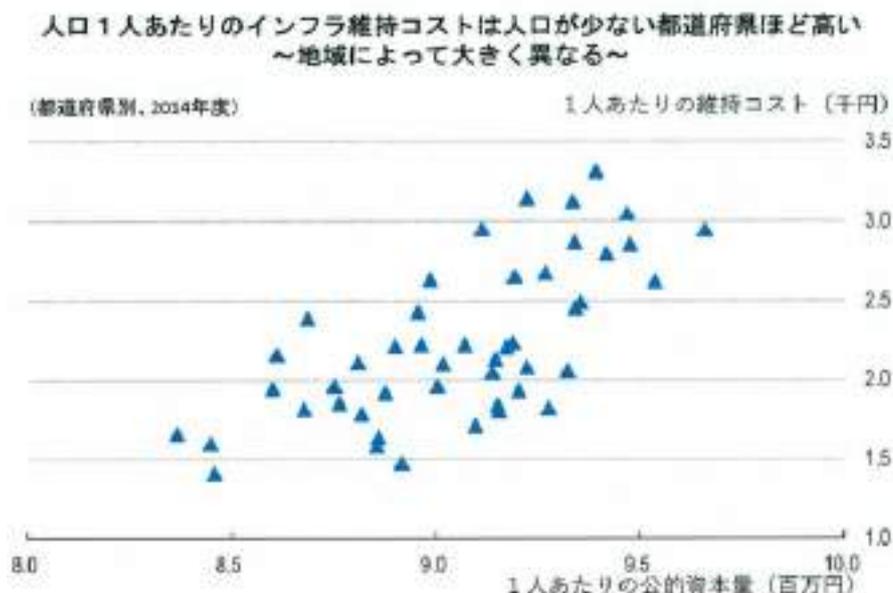


図-20 人口1人当たりの公的資本量と維持コストの関係(2014年度)



図-21 人口1人当たりの公的資本量(2014年度)

## 集合処理施設における現在処理区域内人口1人当たりの管路長

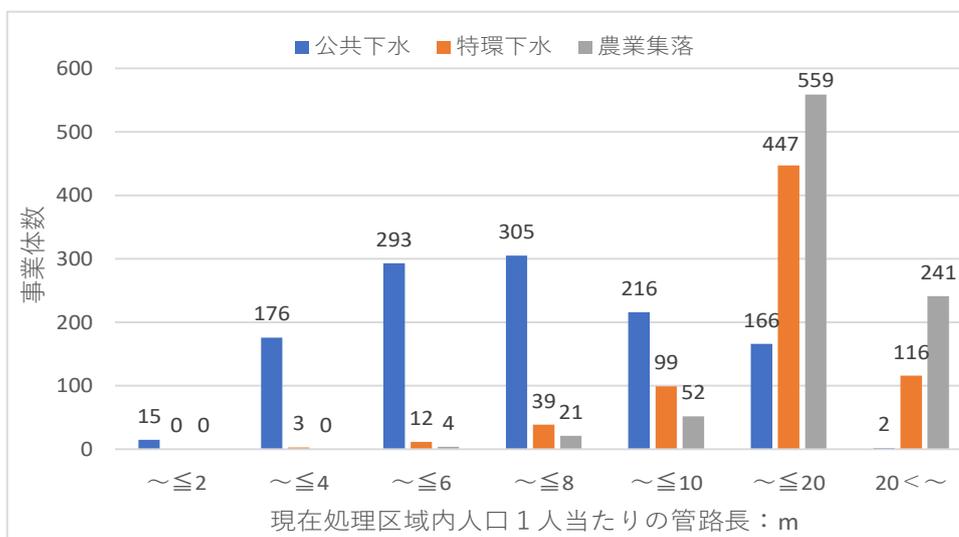


図-22 現在処理区域内人口1人当たりの管路長の分布(令和2年度、3事業)  
【数値の出典：総務省、令和2年度地方公営企業年鑑】  
管路長は、污水管と合流管を合わせた長さで表しています。

### 現在処理区域内人口1人当たりの管路長

公共下水道：1,173事業体

範囲は、1.48m/人(≒551km/373,500人：千葉県市川市)～

51.0m/人(≒18km/353人：茨城県ひたちなか・東海広域事務組合)

加重平均は3.90m/人(≒380,647km/97,520,521人)

単純平均は6.99m/人(中央値は6.6)

特定環境保全公共下水道：716事業体

範囲は、3.63m/人(≒12km/3,304人：静岡県伊東市)～

179. m/人(≒7km/39人：長野県信濃町)

加重平均は12.3m/人(≒46,352km/3,754,906人)

単純平均は16.0m/人(中央値は13.3)

農業集落排水事業：877事業体

範囲は、4.81m/人(≒1km/207人：北海道剣淵町)～

120 m/人(≒69km/573人：香川県三木町)

加重平均は16.0m/人(≒49,263km/3,074,807人)

単純平均は18.1m/人(中央値は15.9)

漁業集落排水事業：166事業体

範囲は、4.85m/人(≒1km/206人：長崎県東彼杵町)～

111. m/人(≒1km/9人：宮崎県串間市)

加重平均は13.8m/人(≒2,074km/149,749人)

単純平均は29.9m/人(中央値は14.1)

表-40 事業別の管路長と現在処理区域内人口(令和2年度末)

事業名	事業体数	管 路 長 A : km	現在処理区域内 人口 B : 人	A/B m/人
公共下水	1,181	380,647	97,520,521	3.90
特環下水	721	46,352	3,754,906	12.3
農業集落	880	49,263	3,074,807	16.0
漁業集落	166	2,074	149,749	13.8
林業集落	26	61	2,208	27.6
簡易排水	26	49	1,372	35.7
小規模集	79	131	5,540	23.6
計	3,079	478,577	104,509,103	4.58

管路長は、汚水管と合流管を合わせた長さで表しています。

【集合処理施設を有する1,569事業体における現在処理区域内人口1人当たりの管路長】

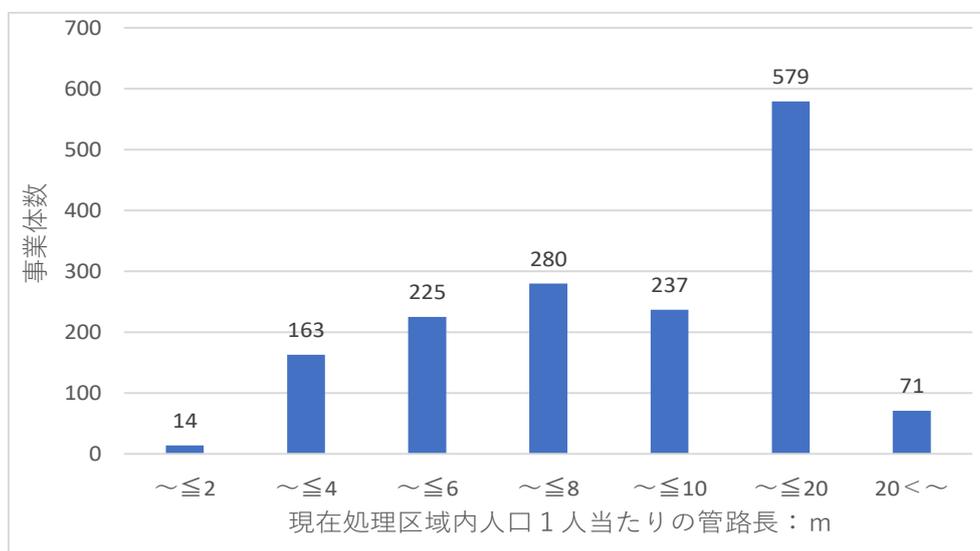


図-23 事業体別、現在処理区域内人口1人当たりの管路長の分布

【数値の出典：総務省、令和2年度地方公営企業年鑑】

○ 範 囲：1.48m/人(≒551km/373,500人)千葉県市川市(公共下水道のみ)

～178m/人(≒16km/90人)秋田県の特環下水道

加重平均：4.58m/人(≒478,577km/104,509,103人)、

単純平均：9.88m/人、中央値：8.9m/人

公共下水・特環下水・農業集落における管路1m当たりの管路工事費

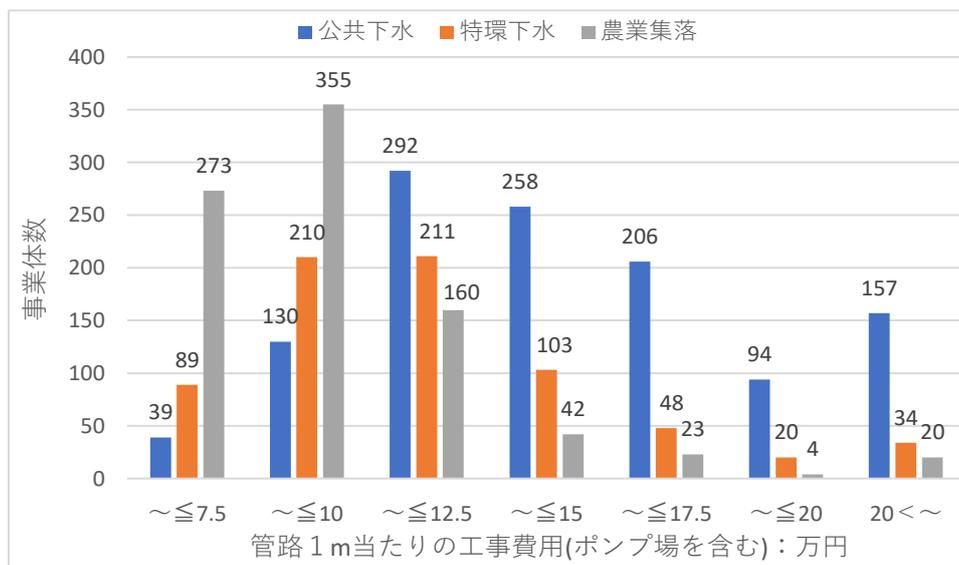


図-24 管路1m当たりの管路工事費(ポンプ場を含む)の分布(令和2年度、3事業)  
【数値の出典：総務省、令和2年度地方公営企業年鑑】

表-41 事業別の管路長と現在処理区域内人口(令和2年度末)

事業名	事業体数	管 路 長 A : km	管路工事費(ポンプ場を含む)	
			B : 百万円	A/B 万円/m
公共下水	1,181	380,647	66,303,414	17.4
特環下水	721	46,352	4,915,862	10.6
農業集落	880	49,263	4,206,891	8.5
漁業集落	166	2,074	192,023	9.3
林業集落	26	61	4,140	6.8
簡易排水	26	49	2,350	4.8
小規模集	79	131	8,573	6.5
計	3,079	478,577	75,633,252	15.8

管路長は、汚水管と合流管を合わせた長さで表しています。

表-42 処理区域内人口1人当たりの管渠の長さ (単位：m)

令和2 年 度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落		加 平 重 均
千葉市	3.1	4.2	17.8				3.2
銚子市	6.9	5.9					6.9
市川市	1.5						1.5
船橋市	2.4						2.4
館山市	8.0						8.0
木更津市	6.1						6.1
松戸市	2.6						2.6
野田市	4.5						4.5
茂原市	7.5		12.1				8.3
成田市	3.9		19.0				4.3
佐倉市	3.9	14.6	15.5				4.0
東金市	7.6		19.6				9.4
旭市	7.0		8.2				7.2
習志野市	2.3						2.3
柏市	3.0	6.0					3.0
勝浦市							
市原市	4.1		28.9				4.2
流山市	3.0						3.0
八千代市	2.8						2.8
我孫子市	3.1	8.8					3.1
鴨川市							
鎌ヶ谷市	2.7						2.7
君津市			28.8				28.8
富津市							
浦安市	1.7						1.7
四街道市	3.9						3.9
袖ヶ浦市	5.6		12.9				6.3
八街市	5.7						5.7
印西市	3.2	15.2					3.4
白井市	3.3	4.3					3.4
富里市	3.5						3.5
南房総市							0.0
匝瑳市							0.0
香取市	7.1		14.0				7.9
山武市			14.1				14.1
いすみ市							
大網白里市	6.6		17.7				7.3
酒々井町	4.4	14.8					4.9
栄町	5.6	18.3					5.9
神崎町							
多古町			12.3				12.3
東庄町							
九十九里町			16.5				16.5
芝山町	9.3	17.4	20.8				14.8
横芝光町			26.1				26.1
一宮町			11.4				11.4
睦沢町			17.5				17.5
長生村	15.9	16.0					15.9

白子町			18.9			18.9
長柄町			20.6			20.6
長南町						
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						
君津富津	6.0					6.0
R02年度	3.1	5.2	15.7			3.3
A	4,724,738	85,244	50,672			4,860,654
B	14,763	442	796			16,001
R01年度	3.1	5.1	15.5			3.3
A	4,684,530	85,518	51,278			4,821,326
B	14,620	439	796			15,855
H28年度	3.1	5.0	15.3			3.2
A	4,496,738	85,712	52,067			4,634,617
B	13,777	426	796			14,999
H27年度	3.0	5.5	15.1			3.2
A	4,439,736	89,695	52,647			4,582,078
B	13,484	492	796			14,772
H26年度	3.0	5.6	14.8			3.2
A	4,390,531	90,288	53,507			4,534,396
B	13,236	502	793			14,531

君津富津：君津富津広域下水道組合、管布設延長とは、汚水管と合流管の合計  
 下水管布設距離と現在処理区域内人口は地方公営企業年鑑より引用  
 流域下水道事業分を除く  
 Aは現在処理区域内人口(人)、Bは下水道管布設距離(km)

流域下水道	現在処理区域内人口	汚水管
平成26年度	2,942,636人	336km
27年度	2,982,608人	336km
28年度	3,041,048人	344km
29年度	3,076,559人	344km
30年度	3,091,086人	345km
令和元年度	3,128,011人	345km
令和2年度	3,151,855人	345km

1メートル当たりの管渠費(万円)(ポンプ場費を含む、管渠は雨水管も含む)R02

	流域下水	公共下水道	特環下水道	農業集落排水
千葉県	95.0	13.8	11.5	10.4
	(3,276/345)	(24,840/18,036)	(510/445)	(839/803)
	億円/km			